

令和4年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

令和4年6月1日（水曜日）

議事日程 第1号

令和4年6月1日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
 - 日程第 5 報告第 1号 令和3年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第 6 報告第 2号 令和3年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 日程第 7 議案第29号 玉村町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第 8 議案第30号 令和4年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第 9 議案第31号 財産の取得について
 - 日程第10 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	角田博之君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	重田勢津子君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	局長補佐	関根伸行
--------	-----	------	------

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

各位にお伝えいたします。携帯電話の電源は切るか、マナーモードにしてください。

令和4年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国では、ゴールデンウィーク以降、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は減少傾向にあり、新規陽性者の中でも軽症者の割合が多くなってきましたけれども、予断を許しません。一方で、日常生活の上で新たな考え方が求められており、制限を段階的に緩和し、社会経済活動の回復を促進することも必要であると思います。いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うところであります。

さて、議員各位には、令和4年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、ご参集いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由が説明されますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対しあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

また、今定例会には、12名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番羽鳥光博議員、2番堀越真由子議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月25日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 高橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長（高橋茂樹君） それでは、報告申し上げます。

令和4年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月25日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月10日までの10日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、予算に関する報告が2件、条例に関する議案が1件、予算に関する議案が1件、財産の取得に関する議案が1件の計5議案を予定しております。

概要につきましては、日程1日目の本日は、まず各常任委員長より、閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について報告があります。

続いて、議案第29号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第30号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第31号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

その後、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程4日目及び5日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程6日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程8日目及び9日目は、事務整理のため休会とします。

日程10日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。

その後、本議会を午後2時30分に開議し、各委員長から開会中の所管事務調査報告及び閉会中の

所管事務調査の申出を行います。

最後に、議員派遣の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和4年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月10日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月10日までの10日間とすることに決定いたしました。



○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年5月17日、午前9時から午前11時8分。

場所、全員協議会室。

本委員会は、5月17日、委員全員参加の下、所管する総務課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、役場庁舎の維持管理について。

調査経過、役場庁舎の維持管理についての説明に先立ち、玉村町の公共施設の維持管理の考え方としては、令和3年3月に策定した玉村町公共施設個別施設計画、また上位計画となる玉村町公共施設等総合管理計画の長寿命化の実施方針に基づき、今ある施設については長期にわたり利用していく。そのためには、計画的な点検や修繕を行い、長寿命化を推進していく方針との説明があった。そして、役場庁舎も例外ではなく、それらの計画に基づき、今後適切に維持管理を進めながら長寿命化を目指していくというのが基本的な方針である旨の説明であった。

事業名、玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業。

事業概要、昭和60年に建築された玉村町役場庁舎及び保健センターについては、空調設備等の老朽化や照明のLED化が喫緊の課題となっていた。本事業は、環境省の補助金、地域レジリエンス・

脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用し、高効率の空調設備、LED照明、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し、災害時の強靱化と脱炭素化を同時に実現するもので、令和3年8月3日に着工し、令和4年1月に事業が完了した。

考察、今回役場庁舎の維持管理について調査し、令和3年度に実施した玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業の整備状況についても現地調査を行った。役場庁舎の維持管理の指針となる個別施設計画の策定に当たっては、総務課契約管財係が主導で、施設担当職員と点検し、評価したということであるが、その結果、屋根、屋上がB判定で部分的に劣化、外壁は10年前に大々的な外壁修繕工事を実施したことからA判定ということであった。また、内部仕上げがB判定で部分的に劣化、電気設備もB判定で部分的に劣化ということであるが、機械設備はD判定で早急に対応する必要があるということであった。しかしながら、総合的には健全度が74と、それほど悪くはないという結果であったが、委員から劣化度の判定に当たっては専門家の助言を取り入れるべきではないかとの意見もあった。

役場庁舎の維持管理の状況については、建築後38年が経過し、外壁改修は済んでいるが、機械設備が老朽化し、特に空調設備では冷暖房とも効率が低下していたことから、玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業により、役場庁舎及び保健センターの空調設備等の改修工事を実施したということである。この事業は、環境省の補助金、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー施設等導入推進事業を活用し、高効率の空調設備、LED照明、太陽光発電設備及び蓄電池を導入し、災害時の強靱化、脱炭素化を同時に実現するというもので、令和3年8月に着工し、令和4年1月に事業が完了したものである。この事業では、太陽光パネルを屋上及びカーポートに設置し、蓄電池で電気を蓄え、災害時に利用できるようになっている。また、空調設備の更新、照明設備のLED化により、常時の空調利用に快適さが生まれ、事務フロア、議場も明るくなった。

今までは、老朽化による劣化、破損等の大規模な不具合が生じた後に修繕を行う事後保全型であったが、計画的に施設の点検、修繕等を行い、不具合を未然防止する予防保全型の管理へと転換を図るということであり、適切な維持管理を期待するものである。維持管理費用の平準化、中長期的なトータルコストを下げることで、更新年数を延ばすことを目指し、役場庁舎、保健センターの建物については80年利用することを目標に、今後は老朽化した庁舎の給排水設備をはじめ、内壁や天井クロス、階段、廊下の張り替え等順次計画立てを行い、適切な維持管理に当たっていくことを期待する。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で、総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について委員長の報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） 民生文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年5月16日月曜日、午前9時から午前10時。

場所、全員協議会室。

本委員会は、5月16日、所管する環境安全課の当面の課題について調査しましたので、報告いたします。

調査項目、玉村町の公共交通機関について。

調査経過、まず環境安全課からの説明です。1番、玉村町の公共交通機関について、乗合タクシー「たまりん」、運行事業者である永井運輸に対して補助金を交付している。平成13年9月より町内5路線にて運行を開始しました。平成24年、南東コースを東コースに統合し、全6路線で今運行しております。令和3年1月には、全路線の交通広場乗り入れによるダイヤ改正を行って、現状に至っております。

利用状況については別紙のとおりです。平成18年をピークに減少傾向にあります。令和2年、3年が少ないのは、コロナの影響を受けています。事業費については、直近の令和3年度3,398万4,000円、そのうち車両補助額526万7,000円を含んでおります。車両は、全路線を4台で運行し、うち1台は予備車両となっております。

続きまして、2番目の路線バス、永井バスについて委託路線ということで運行しています。前橋—玉村、それから新町—玉村ということで、直近の令和3年度には10万8,867人が利用しています。負担額は815万5,000円です。負担額は、委託路線のため、事業費を前橋市と距離案分した金額になっています。負担額の算定は、前年度の利用実績に基づき、次年度で精算をしております。

続きまして、群馬中央バス、こちらは自主路線で、高崎—玉村、それから伊勢崎—玉村ということで、こういう形で運行しています。それから、利便性向上の取組としては、バスロケーションシステムの導入及び交通系ICカードの利用開始ということで現状運行しています。

続きまして、3番目のタクシーになります。町内に乗り入れをしている事業者は3社ありますが、平成29年10月より「たまりん」の利用者減少の原因を検証するため、令和元年度まで実証実験としてタクシー利用補助券の交付事業を行った。結果は、「たまりん」の利用者数の変化は見られず、実証実験後も事業継続を望む意見が多数あり、高齢者の足の確保と高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐ目的として事業を継続しております。利用者数は、令和3年度で1,051人、事業費749万7,000円となっております。

次に、公共交通に対する課題として、1番、利用者の減少です。「たまりん」の利用者減少に歯止めがかからない状況であり、路線バスの利用者は平成30年まで上昇傾向でありましたが、令和2年度からコロナ禍により激減しております。

2番目、交通広場の活用です。文化センター西側に路線バス4台、「たまりん」3台、タクシー2台が

同時に停車できるレイアウトで、トイレ、待合所を併設する交通広場を令和3年1月より供用開始し、たまりんの乗り入れを行っています。当該施設はBRTの実現を見越して、場所、規模を決定して設置しましたが、計画凍結とコロナ禍の影響もあり、現在のところ路線バスの乗り入れは行えていません。

3番目の対策としては、まず1つ目、群馬県地域公共交通計画、群馬県は県内全域を4つに分けて、広域的な公共交通についての計画である交通まちづくり戦略を現在策定中です。計画期間は令和5年度から令和9年度までとなっております。

続きまして2つ目、庁内検討会議、移動に関する課題の把握のため、各課へのアンケート調査を実施。移動に対する課題やニーズは多岐にわたることから、たまりんや公共交通に限らず、移動に対する課題解決に向け、企画課と庁内検討会議開催に向けた企画調整会議を実施。今後、関係各課と連携しながら、課題解決に向け庁内検討会議を設置し、検討する。

最後に考察です。今回玉村町の公共交通機関について、環境安全課から説明を受けた。現在玉村町では、乗合タクシーたまりん、路線バス、タクシーが公共交通として運行されているが、おのおのが大きな課題を抱えており、抜本的に見直す必要がある。まず、たまりんについては、平成13年の運行開始以来、路線変更やダイヤ改正等を講じてきているが、年間利用者数は平成18年の2万7,791人をピークに減少傾向が続いている。実に令和3年では6,670人となっている。運行事業者に対する補助額は3,398万4,000円、この中には車両補助費526万7,000円を含んでいますが、単純に計算すると1人1回の乗車に約5,000円かかっていることになる。公共交通であるため、財政負担は必要であると思われるが、デマンド型交通等を含めて根本的に見直す必要がある。さらに路線バスの交通広場への乗り入れ、タクシー利用補助券の使い勝手の改善等の対応も必要になる。

一方、群馬県では、広域的な公共交通について交通まちづくり戦略、群馬県地域交通計画を策定中であるが、計画期間を令和5年度から令和9年度までとしている。町としては、先送りしないで、可能な限り早期に多くの町民の声を聞き、玉村町に最もふさわしい公共交通機関をつくり上げることを望む。今後設置予定の庁内検討会議が関係各課との連携により活発な議論がなされ、問題解決に向けて有効に機能することを期待する。

以上、所管事務調査報告とします。

◇議長（石内國雄君） 以上で民生文教常任委員長の報告を終了いたします。

これをもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 報告第1号 令和3年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 令和3年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

て

◇議長（石内國雄君） 日程第5、報告第1号 令和3年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてと日程第6、報告第2号 令和3年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和4年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

現在、町に広がる麦畑が収穫期を迎え、まさに麦秋の郷にふさわしい黄金色のじゅうたんが広がってきております。また、北部公園のバラ園や文化センターのバラもちょうど見頃を迎えており、皆様にはこの時期ならではの玉村町の美しい風景をぜひ楽しんでいただきたいと思います。

2年以上も続くコロナ禍は、いまだに収束が見えませんが、コロナ禍ですっかり日常生活の必需品になっているマスクについて、政府は着用基準を緩める見解を発表しました。いまだ感染が収束しない中で、マスクを外すことに対する世間の声は賛否両論ありますが、全国的に感染者数は減少傾向にあり、群馬県においては5月28日から警戒レベルを2から1に引き下げたところです。今後も感染予防対策は緩めることなく行っていく必要があると思いますが、一日も早く平穏な日常生活と社会経済活動の回復を願うばかりです。

さて、本定例会は、本日より開会し、6月10日までの10日間、5議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では12人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

初めに、報告第1号 令和3年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和3年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、令和4年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る給付金をはじめ、国や県の補助を活用した8事業のほか、烏川大橋大規模改修に係る負担金やクリーンセンターの集じん機更新工事など、町単独による事業が5事業であり、合わせて13事業、繰越総額は3億1,341万5,500円でございます。

次に、報告第2号 令和3年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により行うもので、令和3年度から令和4年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定しましたので、報告するものでございます。該当事業

は、資本的支出における玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務で、繰越額は2,149万4,000円であり、財源の全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、ご報告申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で報告を終了いたします。



○日程第7 議案第29号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第7、議案第29号 玉村町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第29号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を令和4年度においても実施できるよう改正を行うものでございます。現行の条例では、減免措置の対象となる保険料を「令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められているもの」としてありますが、令和4年度においても減免措置を実施できるよう、減免措置の対象となる保険料を「令和3年度または令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められているもの」と改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 8 議案第 30 号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 8、議案第 30 号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第 30 号 令和 4 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 6 5 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 1 7 億 4 4 9 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、まず総務費では 3 月 1 6 日の地震により、まちなか交流館の北側外壁に亀裂が生じており、安全確保のため外壁補修を行うものでございます。また、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、原森区及び下新田区が事業採択となりましたので、それぞれ地域のコミュニティ活動に必要な助成費用として補助金の追加を行うものでございます。

次に、民生費では、児童館の充実として、町青少年育成推進員連絡協議会様からご寄附をいただきましたので、寄附者の意向に沿って児童館遊具などの購入費用を追加するものでございます。

次に、消防費では、川井地区自主防災組織が自治総合センターコミュニティ助成金の事業採択を受けましたので、地域防災活動に必要な助成費用として補助金の追加を行うものでございます。

次に、教育費では、文部科学省の道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業について、玉村小学校が県から委託を受けて実施することとなったため、事業実施に必要な費用を追加するほか、文化センター東側の臨時駐車場につきまして、現在は地権者と賃貸借契約をしておりますが、令和 5 年度以降は契約を更新しない旨の意向が地権者から示されたため、今後の対応を検討する判断材料として当該土地の不動産鑑定を行うものでございます。

また、社会体育館のバレーボール用の支柱につきまして、開館当初から使用しているかなり重量のある支柱であり、設置する際に床の金具を損傷してしまう事例が発生いたしました。幸いけが人等はありませんでしたが、利用者の安全面も考慮し、軽量型の支柱を導入するものでございます。

以上が歳出の補正内容となります。

次に、歳入でございます。高崎玉村スマートインターチェンジ周辺地区における観光交流拠点公園構想調査事業の財源としまして、国庫補助金である先導的官民連携支援事業補助金を見込んでおりま

したが、補助金申請の結果、不採択となってしまったため、当該補助金を減額補正し、町単独事業として実施するものでございます。

そのほか今回の補正に伴う財源としましては、各事業の執行に伴う県委託金及び諸収入をはじめ寄附金、前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 4ページの先導的官民連携支援事業補助金について伺います。

まず、この先導的官民連携支援事業というのはどういう性格のものなのかということと、それから同じようなことで、今まで町でこういう申請したことがあって、適用を受けて補助金をもらった例があるのかどうかということ。それから、今回国からの支出金がないということで、一般財源で行うということですが、現状委託先がどこで、いつまでということと事業を進めているのか、伺います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

議案書の11ページのほうにも歳出としてあるのですけれども、まずこの先導的ということで、内容的には行政が先導して民間の力を借りて事業を実施していくというもの、国のそういった支援事業がありまして、そちらに申請して審査を受けるという状態のものでした。こちらについては残念ながら不採択となってしまいましたので、当てにしていた国庫支出金を単独事業、一般財源ということで実施していきたいと考えています。こちらについては、観光交流拠点ということで都市公園ということとを前提としていますが、民間の活力を導入して魅力発信につなげていきたいということでございます。

◇議長（石内國雄君） まだ説明終わっていないですね。

◇都市建設課長（高橋 茂君） 申し訳ありません。もう一度お願いします。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 1つは、一般財源で行うということですが、現状どこまで進んでいるのか。要するに委託先がどこで、納期というか、いつまでの納期で進んでいるのかということと、こういう事例、先導的官民連携支援事業として、今まで町で行ったことが実績としてあるのかどうかについて伺いました。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今までこういった事業はありません。こちらについては、今回国のほうで支援事業として補助の枠ができたものでございます。受付に関しては、今年の2月に応募を行っておりまして、4月に入って審査の結果が来た状態です。なお、これで単独でこの市場調査等を進めて、この後令和4年度中にその先へ進むか進まないかというふうな判断をしていきまして、進むということになれば農振除外とかから入って、都市計画の手續、それから事業実施ということで、その前に用地交渉と、あとは区域の選定とか、そういったいろんなものが入ってきます。そういったもので進めていきたいとは考えているのですが、用地交渉等に関してはいろいろ地権者のデリケートな部分がありますので、現段階では道の駅周辺ということで調査を実施していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） そうしますと、今1,339万8,000円の予算がありますが、これはまだ実際にはどこにも発注している状況ではないということではないのでしょうか。これから全て始めるということですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

これからということでもあります。委託先とかもこれからということで、当然入札においてそういった業者選定等も行っていくということでもあります。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 同じ4ページの先導的官民連携支援事業補助金についてお伺いします。

不採択になったということなのですが、国交省のホームページを見ますといろいろな条件が書かれているのですが、ホームページだと26件申請があつて、23件が許可になったというような報道がなされていますけれども、玉村町が支援事業を申し込んだその内容が、国交省が考えているのと合っていなかったということはないのか。その辺について、なぜ採択をされなかったのか、その理由はどういうことなのか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

この支援事業、国の全額補助について、応募をするということに関しては県のほうとも話をして、

応募はできるというふうな見解でした。それに基づいて応募した結果、全国から38の案件が出されていて、そのうち26件が採択されたということでございます。残念ながらこの件に関しては落ちてしまった、その審査委員からの意見を我々が県から聞いた話では、市街化調整区域ということもあって、本来先導的官民連携支援事業、都市計画の立場で推進するということでもありますので、市街化区域がどうしても中心で。市街化区域に人を集める、観光の拠点を市街化区域に持ってくるというのが一番都市計画の趣旨に合っておりますので、そこで玉村町は今スマートインターが市街化調整区域に存在しておりますので、玉村町の事情からすると適切な場所なのですけれども、審査委員から見ると市街化区域ではないというのが一步劣ったということで、残念だったということを聞いております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 11ページには、公園費ということで財源内訳の変更がなされているわけですが。観光交流拠点調査事業という事業を計画したということなのですけれども、最初当初予算のときは助成金が出るので、研究はいいのではないかとというふうに私もあまり深くは考えていなかったのですけれども、これから自主財源で1,339万円なりの金額を投じるということになると、やっぱり相当慎重な運営が求められると思うのです。その辺、例えば計画ができました。事業を始めます。補助金はどこからもつきませんというようなことになると自前でやらなくてはならないということになるわけですが、その辺の財源計画も含めて、ここは慎重にしたほうがいいのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） おっしゃるとおり、この1,300万円というのは玉村町にとってもすごく大きい金額だと認識しています。ですが、これを今年度発注して、市場調査も踏まえて適切な都市公園の整備、それから民間の力も導入ということでいけるということになれば、また判断する時期は来るのですけれども、そういったことになれば、その後に待っている大きな事業、負担ですけれども、都市公園事業として土地は3分の1の補助、それから施設については2分の1の補助ということで、大きな国庫補助事業ということになると考えられます。規模からすると数億円はかかる大きな事業になります。ですから、そこまで到達したときに振り返ってみれば、1,300万円というのは無駄にはなっていないというふうな金額にはなると思います。今の時点では、ぜひそういった方向で進められるよう、調査をやっていきたいということで考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） いずれにしても慎重なる検討の上、進めていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番(羽鳥光博君) 15 ページの文化センター管理事業、生涯学習課の不動産鑑定委託料の17万8,000円についてなのですが、文化センターを利用する町民の方の駐車場用地としてお借りしているところの地主さんがもう貸したくないと言ったのか、土地を買ってほしいと言ったのか、経緯を教えてもらいたいということと、購入することになると大きな一般財源が必要になるわけですが、文化センター内の敷地を活用するとか、今後のそういう見込みを考えていますでしょうか、よろしくをお願いします。

◇議長(石内國雄君) 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長(宇津木雅彦君) 今回の不動産鑑定は、購入することも視野に入れて鑑定を行うわけなのですが、文化センターの利用に当たっていろいろ調べたところ、年間80日程度は、コロナ前ですけれども、臨時駐車場も必要だということで、これは文化センターだけではなく、中央小学校の催しや保護者会とか、そういうことにも利用したり、花火大会や産業祭のときの駐車場に利用したりという形で今のところ利用していますが、そういった形で利用があるので、どうしてもなくなってしまふのはちょっと困るかなというところもありまして、敷地内を詰め込むように何とか改修するかとか、いろいろ案はありますので、鑑定の結果を見てやっていきたいと思っています。

◇議長(石内國雄君) 1 番羽鳥光博議員。

〔1 番 羽鳥光博君発言〕

◇1 番(羽鳥光博君) 駐車場用地、私も図書館を利用させていただいていますから、必要かと思えますし、イベント等の時期には余裕を持った用地の確保を今後していただけることを視野に入れて、鑑定の結果を見るというふうなことです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一点、ほかのことを聞いていいですか。玉村小学校の道徳教育に県の委託金が37万円ほどついたというふうなことで、道徳教育総合支援事業ですから13ページですか、これは当初予算でこの委託金を見込んで、謝金等の経費を見込むことができなかつたのは、県の都合なのか、あるいは玉村小学校の道徳教育に対する内容が非常によろしいというふうなことで県から委託費がついたのか、そういった経緯を教えてください。

◇議長(石内國雄君) 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長(根岸真早子君) 予算につきましては、令和4年度になってから県からの委託ということでお話がございましたので、補正予算という形でお願ひした次第です。

それから、玉村小学校の研究指定につきましては、玉村町管内で研究を推進するということで、玉村小学校のほうから道徳教育を中心に研修を進めていきたいという、そういった研修の希望等ござ

いましたので、玉村小学校ということで指定校という経緯になりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君発言〕

◇4番（新井賢次君） 今の関連なのですが、委託事業なのですが、これ文科省から県の教育委員会にやって、県から町の教育委員会にやったと、こういうことだと思うのですが、委託内容について特色ある道徳教育、あるいは道徳教育用教材活用ということで2つの内容があるようなのですが、玉村町はどちらをやるのか。あるいは両方やるのかということと、あと群馬県内で何校がこういう形で参加しているのかということについて、分かりましたら教えてください。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 道徳教育につきましては、道徳科ということで教科化となりましたので、そういった教科としての道徳、議論する道徳ということで、大変今研究が進められている途中です。そういった経緯もございまして、道徳科の授業をどのような形で進めていくか、子供たちが自ら考えて行動できる力を養うということで研究を進めるということ、その教科としての道徳をさらに教育活動全体で道徳教育として深めていくというようなことで、全体的な研究、研修の推進ということで、その研究を基に県内または全国にその成果を発信していくというようなことにつなげたいと考えております。

それから、この事業につきましては、本年度につきましては玉村小学校が1校指定となっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9 議案第31号 財産の取得について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、議案第31号 財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第31号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在庁舎内外で職員が事務用で使用する内部情報系システムのパソコン及びソフトウェアが老朽化したため、入れ替えるものです。内訳としまして、ノートパソコン40台となります。

4月21日に特命随意契約により、群馬県桐生市広沢町3丁目4025番地にある株式会社両毛システムズ、代表取締役社長、北澤直来から847万円で購入するものです。

本財産の購入により、内部情報系システムの安定稼働及び業務効率を上げ、住民サービスの向上を図るものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時15分より再開いたします。

午前9時57分休憩

午前10時15分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

○日程第10 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第10、一般質問を行います。

今定例会には、12名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和4年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 現在造成中の高崎玉村スマートIC北地区工業団地について 2. 国道354号について 3. 路面標示（ペイント）を明確に 4. 利根川新橋について	笠 原 則 孝
2	1. 新型コロナウイルス感染症対策の検証 2. プラスチックごみ削減への取り組みについて 3. 個人住宅への消火器設置について 4. フォトコンテストを毎年の実施に戻せないか	月 田 均
3	1. 「たまりん」の運用見直しについて 2. 玉村町空家等対策計画について 3. 図書館の運営について	松 本 幸 喜
4	1. 「ふるさと納税」制度導入以降の実績及び実質収益について 2. 「企業版ふるさと納税」制度の活用について 3. 玉村町魅力発信機構が発足して1年になる。進捗状況と今後の課題について	新 井 賢 次

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. わざわいから生命と財産を守る施策について 2. 玉村町の公共交通機関について 3. 上陽小南門付近の道路拡幅について	宇津木 治 宣
6	1. 消防団の再編と車両の入れ替えについて 2. たまむら花火大会について	浅 見 武 志
7	1. 生活困窮家庭の子供達への支援について 2. 夏の子供のマスク着用について 3. 住民の居場所や子ども食堂の開催場所について 4. コロナウイルスワクチンと子宮頸がんワクチンについて	堀 越 真由子
8	1. 五料地区の防災公園計画について 2. 防災対策について 3. コロナ禍における小・中学校の対応について 4. 移住希望者の受け入れ体制について	高 橋 茂 樹
9	1. 「こどもまんなか」社会実現について 2. 子どもを安心して生み育てられる社会について	三 友 美恵子
10	1. 新型コロナウイルス感染症対策及び今後の町の取組について 2. 総合相談窓口の設置及び相談後の対応について	小 林 一 幸
11	1. 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育園における待機児童と対応策について 2. 公金の管理について 3. 県立女子大学周辺の防犯・交通環境の整備等について	羽 鳥 光 博
12	1. 健康寿命を延ばすための高齢者の社会参加や、スポーツ推進のための支援について 2. 高校生世代までの入院費用無料化について 3. 今年度の通学路の危険箇所改善対策について 4. ふるさと納税の充当事業と、充当額の割合について	備前島 久仁子

◇議長（石内國雄君） 初めに、12番笠原則孝議員の発言を許します。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） それでは、議長の許しを受けましたので、ちょっとマスクしているから滑舌が悪いと思うのですけれども、聞きづらいところはお勘弁を願います。それでは、12番笠原則孝が一般質問したいと思います。

まず、第1、現在造成中の高崎玉村スマートインターの北地区工業団地、すなわち簡単に申しますと道の駅の北側ということになります。その道の駅の玉村宿の北側では、現在造成を幾らかやっているとところ。恐らく今月から造成の土盛りがされると思うのですけれども、一部されて高くなっているところもあるのですけれども、あそこは何なのか、質問します。それで、工業団地の面積はどのくらいで、大体18から19ヘクタールと聞いているのですけれども、正確なところが知りたいということでございます。

それで、事業主体はどこなのか。群馬県の企業局なのか、それとも玉村町で独自ということはないけれども、共同でやるのか、その辺をどちらが主導権を持ってやるのかということを知りたいということです。町は、どの程度関わっているのか。例えば都市部へ行きますと、第一部上場会社辺りへ営業に行ってくるとか、その辺のあれはあるのか。ただ広告でありますよと言っても、相当時間がかかってしまっても大変な場合があります。ちょっと話はそれるのですけれども、その前に申し上げますと、確かに群馬県企業局で、あそこは芳賀団地のところ、あの辺をやったのですけれども、営業努力は群馬県は足らなくて余ってしまったので、軽自動車の置場となって、今物すごく苦境です。どこから見ても。あんな国道50号から200メートルも上がったところへ何で造ったのだと。正直な話、あの辺がちょっと押しが足らなかったと、議員たちが。だから、あんなような状態になってしまったと。そんなわけでございます。

それで、ちょっと話はそれましたけれども、どのような企業を玉村町としては望んでいるのだとか、運輸業がいいとか食品業がいいとか製造業がいいとか、いろいろあります。その辺のことも一応町長から聞き出したいと思います。

次に、国道354号についてですが、町を横断している国道354号は、一部だけが高架になっているのです。正直な話、物すごく不評です。慣れない人だったら、高速道路を乗るのにちょうど練習にいいかというぐらいなのですけれども、何の効果もありません。はっきり言って。交番は下だし、文化センターは下を回らなくてはならないし。それで、今度は下りてきた後の藤岡大胡線、この辺が朝の大体7時半から9時10分ぐらいまでは信号1回待ちですよ、下りていくところは。あそこまで何でできなかったかと。早急にあの辺を。あそこまで高架にしたのであればしていただきたいという、これが玉村町の住民のあの周辺に住んでいる人と、それから高崎市から太田市のほうへ通過する人たちの意見がいっぱい出ております。町はどこまで知っているか知らないけれども、この辺をやはり早急にしないと、玉村町の人口はやたら減ってしまうのではないかと、そんなところを危惧しているところでございます。だから、その辺を渋滞のほうは朝夕は大変なので、ひとつ考えていただきたいと。

それから、3番目に、前から申し上げているとおり、路面のペイントなのですが、この間も玉村消

防署の道路の西側で停止線がないために、あそこは大型のトレーラーが止まってしまうと、どうしても救急車が出動するときに動きが取れなくなってしまうのですね、次の信号が変わるまで。あの辺を明確に赤で書くとか、幾らか立体に見えるとか、そういうところがあります。そうでなければ、ある程度遠くから見て分かるような方法でもらわないと、どうしてもあの辺が大変なもので、あの辺をまず県のほうと相談して早急に。前も話しています。まだやってありません。早急にやっていただきたいということです。

それから、次に利根川新橋、これ何とかしないことには、玉村町が本当に埋没してしまうのではないかなというようなことになる、いや、そんなことないと言うけれども、やはりあれだけの前橋市はもう既に利根川の左岸まで来ているのです。前橋市、前橋市と皆さん言っているけれども、前橋市は何の影響もないのです、はっきり言って。我々が県庁とか県都のほうへ行く場合、それが非常に大変なわけで、前橋市の住民はさほど感じていないらしいのです。だから、それを前橋市、前橋市と言わないで、やはり玉村町の周辺、例えば藤岡市、それに高崎市の旧群南村関係、この辺の人を絡めてやらないことには、ちょっと進まないのではないですか。いろいろ調べてみたら33年たっていますよ、正直な話。こんなにたつてできないのでは、もう我々が生きている間はできないのではないかと感じてしまいます。

前も言っているとおり、やはり橋は何といても交通の便の一番の拠点ですから。皆さんもテレビを見て分かるかشれないけれども、物が進んでくる。ウクライナの戦争ではないけれども、橋をみんな壊すのです。相手が来ないように。それだけ橋は大事なのです。だから、県の人もそういう認識がないのではないかなと感じます。それで、この間も申しあげましたけれども、県の北部の人口の幾らもないところ、片品村、僅か20年足らずでもって橋をかけてしまったでしょう。これは何だと。人口からいったら、本当に県央から比べればいけないところです。ただ、何があるかといったら尾瀬国立公園。あの尾瀬国立公園も調べてみたら、あれ持ち物は東電なのです。県ではないのです。そんなことで、やはりその辺を力強くこれからは言っていけないと相当に大変ではないかと。

人口は減る、来ない。一番心配しているのが、やはり交通の便なのです、何でも。道一つ造れば、大分人流も変わるし、物事も変わると。ですから、大型のショッピングセンター並びにスーパーが来ますけれども、玉村町には来ないのです。はっきり言って大きいのが。ツルヤにしても、次はもう吉岡町。その次は、今度吉井町だそう。それで、めんたいパークだって、本当のことを言うと、うまくやれば玉村町辺りが一番よかったらしいのですよ、聞くと。なぜかという、新潟の人が来るのに、関越下りたらその途端、正直な話。ところが、あんなほうに行ってしまったから、それは土地の面積もいろいろあったけれども。行くのに一旦下りて、また上がらなくてはならないと。そんなような状態なので、話はずれましたけれども、橋のことについては早急に町も考えてもらって、町長に申し上げたいのですけれども、予算100万円ぐらいではどうにもなりませんから、何とか正直な話、やる気を見せて、あそこを測りましたら僅か高崎伊勢崎線から300メートルほどであそこの羽鳥さ

んちのところまで行きます。幅も大体あの通りですと25メートル取ればいいと。300掛ける25でやると7反5畝なのです。その間に1軒と工場がありますけれども、その辺の買収も早くやらないことには、いつになっても進まないのではないかと思うので、ひとつ町長の心構えと、来年度はどこまで追っていけるかということをちょっと質問したいと思いますので、一応ここで話をするのは終わりにします。後は席に戻ってしますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、現在造成中の高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地についてお答えいたします。まず、面積についてですが、開発面積は約19.6ヘクタールとなり、そこから道路や調整池、公園などの面積を引いた残り約15.4ヘクタールが分譲面積となる予定です。区画は、現在のところ7区画を予定しておりますが、申込み状況によっては分割される可能性がございます。

また、事業主体につきましては、議員のご質問にあったように、企業局が主体となり、区域内の工事については企業局が実施いたします。これは、開発区域が広く、総事業費が50億円程度となることから、町が実施した場合、分譲まで相当な年数がかかり、企業誘致のタイミングを逸してしまうおそれがあるため、企業局に事業実施の要望を行い、協定を締結した経緯がございます。

なお、区域外における水道管布設工事や工業団地進入口の国道354号の交差点改良工事などは町が実施いたします。

分譲先の業種につきましては、今回の工業団地の造成は工業団地造成事業という事業手法により、国の事業認可を得ていることから、製造業と製造業に付随する業務を行う物流業、流通業、サービス業などに限られることとなり、分譲先の企業選定につきましては企業局が主体となって行っております。

次に、国道354号についてお答えします。藤岡大胡線との交差点が平面交差のままであり、朝夕の渋滞が激しいが、何か解消の方策は取っているのかとのご質問であります。国道354号及び藤岡大胡線につきましては、ともに伊勢崎土木事務所が道路管理者となりますので、確認をしましたところ、現在においては渋滞解消に向けた交差点改良工事の予定はないとの回答でした。また、交通規制を所管する伊勢崎警察署交通課規制係に確認したところ、以前から住民の方々からも相談を受けており、信号機制御等により渋滞緩和ができるか検討しましたが、現在の状況が限界であるとの回答でした。渋滞が発生している交差点であることは、伊勢崎土木事務所及び伊勢崎警察署も認識しておりますので、今後も渋滞緩和について検討していただけるよう、町からもお願いしていきたいと考えています。

次に、ペイント、路面標示を明確にとのご質問にお答えいたします。玉村消防署西の県道藤岡大胡線の導流帯のペイントが薄く、交差点内に車両が停止してしまうことで、消防署からの緊急車両が横

断できず、通行の妨げとなっているとのご指摘でございますが、当該場所の導流帯、いわゆるゼブラゾーンの目的は、国道354号と県道の交差点が複雑な形状のために、右折車線と直進、左折車線を明確に分け、安全かつ円滑な交通誘導を行うために書かれたもので、ゼブラゾーン内は停止禁止等の規制はございません。ただし、ここは町道との交差点のため、交差点の端から5メートル以内は駐停車禁止となりますが、渋滞時には停車している車が多く見られる場所でもあります。

玉村消防署では緊急出動する際、少しでも早く、かつ交通事故を防止し、安全、確実に到着することを重視しております。ご質問の場所の交差点では、安全を十分確認しながら、赤色灯とサイレンを鳴らして、停車及び通行している一般車両に移動、停車を促しながら通行することで、特段の支障は生じていないとのことですが、しかしながら、今後の交通量の増加等により緊急出動に支障があれば、消防署や伊勢崎警察署、伊勢崎土木事務所と協議して対策を講じたいと思います。

なお、町内の見づらくなっている交通規制を伴う路面標示につきましては、昨年伊勢崎警察署長に書面にて補修要望いたしました。今後も町民の安全、安心のため、引き続き働きかけていきます。それ以外の規制を伴わない、町で施工した路面標示につきましては、通学路の安全点検結果や区長からの要望を受け、優先度を検討した上で、今年度については予算を増額し、補修工事を実施しております。

次に、利根川新橋についてお答えいたします。利根川新橋の建設促進についてですが、平成30年度からは県央南部地域連絡道路新橋建設促進協議会による知事への建設促進要望活動に加え、県関係課の室長、伊勢崎及び前橋土木事務所長、前橋市と玉村町の担当課長による新橋建設に係る問題点などを研究する勉強会を開催しているほか、関係各方面などにも働きかけを行ってまいりました。また、令和元年には利根川新橋の必要性について地域住民の理解を深めるため、前橋市との共催により、「新橋は前橋と玉村を変える」と題してシンポジウムを開催いたしました。

知事に対する建設促進要望活動においては、新橋が建設されることによって前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町の産業団地、商業施設の人流、物流環境が向上し、県央南部地域が今まで以上に群馬県全体の経済産業活動を牽引できるほか、前橋赤十字病院や群馬ヘリポートへのアクセス強化により、県民の安全、安心がより向上するとの説明を行っているところでございますが、現在の県土整備プランにおきましては、最優先、最重要に掲げる政策を「災害レジリエンスNo. 1の実現」としていることから、新橋建設にはなかなかご理解をいただけない状況が続いております。現時点では、早期の事業化につながるような糸口が見つからない状況でございますが、引き続き前橋市及び高崎市と緊密に連携しながら、粘り強く建設促進につながる活動を行ってまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） まず、工業団地の件なのですけれども、これは今後埋め土は進んでいくと思うのです。話のあれでは、もう1社ぐらいはどこか決まっているというような話を聞いたのですけ

れども、それはいかがなものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

今現在、答弁にもありましたように、造成工事に着手したところです。令和5年度に分譲開始ということで企業局のほうは予定をしていますので、今のところどういった企業が進出する予定とか、そういうことは現在全く決まっていない状況です。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 現場を通ってみますと、一部盛土で高くなっているところがあるのですが、あれは優先的にやっているのですか。何か一部高いところがあるのです。あの辺はどうなっているのでしょうか。あの辺もちょっと聞かれたもので、ひとつよろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

私も最近現場へ行ってはいないのですが、少し前に行ったときには、今残土等の搬入をしております。いろいろ県や国やほかの市町村等で残土をもらえるところから、試験をして、検査をして町に搬入ということで、各地方公共団体と協定等を結んで、積極的に集めています。当初企業局との協定での約束では、残土については玉村町で用意するという事となっておりますので、町の負担で残土を集めている状況ですので、今現在持ってきた土をそこへ少し高い状態ですけれども、置いている状況です。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） そうですか。では、よく見ますと、ただ置いているというのではなく、端がぴしっとなっているのですけれども、これは何かできるのではないかと思うのですが、そうではないですか、あれは。ただ積み上げるために、崩れないためにやったような感じなのではないでしょうか。分かりました。

それと、あそこで企業を誘致するわけですが、ちょっと幅広いような感じが、今聞いてみたら製造業に物流業に、それからサービス業というような感じになっているので、やはり来るからには周囲に、あその上新田も住宅にかけて裾が接近しているのです。その辺のことを考えて、今聞きましたら約7区画ということですから、満タンに入れば大手が7社ぐらい入ることなので、できれば高崎市みたいに食品関係の会社でも来ると非常に住民の雇用が望まれるということなのですが、そうではないところになると、来たけれども、あまりありがたくはないよというようなことの

ないように、ひとつ町のほうでも県のほうへ要望していただけますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

工業団地、答弁にもありましたように、工業団地造成事業ということで、製造業と製造業に付随する、そういった施設になります。最近では、運送業においてもそこで若干加工したりとか、そういったものでありますので、その範囲で公募を行って審査をして、税収や雇用に有利になるような、そういった会社、あとは先進の技術を持った会社、そういったところで企業局のほうで審査をしてもらえることになると思います。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今聞きましたら、ちょっと漠然としたような答えなのですけれども、これからは災害も多いことだし、できれば一流企業のいろんなデータの保管なんかができるような、そんなようなところが持ってこられると非常に町としてもありがたく感じるわけなのです。ですから、そのような努力を県のほうに言ってもらって、はっきり言って申し訳ないのですけれども、県もあまり力はないのです。ないから、あんなところへ軽自動車の車検場を持っていくようなこと。あれは余ってしまったのですよ。やはりあの辺は申し訳ないけれども、言ったのですけれども、いまして県の企業局も一流企業へ行って営業ができるような人間を育てなければ駄目だよと。官僚感覚でいたのでは物は収まりませんということは言ってきたのですけれども。

玉村町も、あそこに行くと非常に便利です。恐らく私が思うには、日本中で一番便利になるのではないですか。何しろ関越は行けるし、あそこから東京都内を通らないで関西へ行けるし、そしてまた東北も行けるのです。だから、何でこんないような拠点が駄目なのかなと私は思うのですけれども、やはりアピールが足りないのだと、これは。だから、その辺をやはり今後工業団地ができて、できれば新橋ができれば、相当よく。地震も少ないし、津波も来ないと。来るのは大体強風ぐらいで、それとちょっと暑いけれども。そんなところなので、できれば町の人にもその辺を県のほうにアピールしていただきたいということなのです。

では、次に国道354号の立体の件。話聞きますと、本来あそこは全部県としては玉村町があまりにも以前混むということで、全面ということはないのですけれども、高架にしたいという要望があったらしいです。当時そんなので、いろいろと高架になってしまったら通過だけになってしまうというような意見が出て、当時県の副議長をしていました金田賢司さんが先行して、取りあえず自分の目の利くところだけを高架にして、そうすれば後は続くだろうとやったのですが、一番肝腎なところができなくてあんなふうになってしまったので、これはやはりアピールが足りないのかなと思うのですけれども、では何のためにあそこは高くなったのだいということなのですけれども。悪いけれども、い

もう少し勉強して、私は玉村町の人がどれだけ外へ出ているか分からないですけども、やはり圏央道のところへ行っている坂戸のところなんか行きますと、はっきり言って新幹線方式なのです。盛土ではないのです。向こうは見えるのです。昔はあまり勉強力が、はっきり言ってその当時の議員さんにしろ、町の人足らなかつたから、あんなところ全部造られたらプールになってしまうよと、こんな発想だったのだ。ところが、やっぱり東京の都心の花の都の大東京へ行ってみればやはり違うのです。もうそこは全部ポールで、生コンは使いますけれども、新幹線方式でみんな向こうが見えるのです。そのようなあれがあれば、何でできなかつたか。そして、道路も余っているのです。余っているところへ、しょうがないから、あそこだけでも予算的なことがあるからやってくればいいのだけれども、余ったから、しょうがないからカワヅザクラを植えてしまって、今度はその管理をするのに金がかかるわけです。年に3、4回、草刈っているのではないですか、ずっとあの長さを。あれをずっとやっても1キロの上ありますね、向こうまで。だから、それだったら何でそんなものに金を出すのであれば、高架でも構わないから、正直な話、あそこを新幹線方式でコンクリを打ってやればできるではないですか。道路はもう正直な話、買収する世話はないのだから。何でしないかなと不思議で思っているのですけれども、やはりそれは町からのほうのアピールもしないとちょっと難しいのではないかと思います。

はっきり言って国道354号は私全部走ってみました。走った人がこの中にいるかいはいないかは知らないけれども、出だしは豊岡です。豊岡から始まって、坂東市へ抜けてずっと行って、潮来市まで、潮来市の上のところへ行くのです。その間どうなっているかという、みんな、みんなスムーズですよ、はっきり言って。野田市のところはちょっとあれかなと思うぐらいで、ところが玉村町のところを来るとずどんとなってしまうと。これではやはり町をアピールするにも、その辺から改良していかないと難しいのではないかと気がするのですけれども、課長、どうですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

広域幹線道路を造る過去の経緯はいろいろ玉村町、土木事務所、県、あったと思うのですけれども、町にとっても沿道に開発ができたりとか、いろいろ制限はありますけれども、そういったことで活性化して行って、いろいろアピールしていくということは非常にいいことだなとは考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 道のことは言えば切りがないけれども、高崎市のほうへ聞いてみたら、玉村町が高架にしてくれれば、井野川のところからずっと向こうの秩父線ですか、前橋秩父線まで、あの市場のところへ行ってしまふのだよと。そうすると、今向こうは開発しています。あそこをちよと倉庫を造るといふので、市場の向こう。そこまで続いてしまふわけだったのです。ところ

が、そんなのであれだから、道路の幅は確保してあるし、今度長瀬線のところも皆さん知っているとおおり、幅を2車線にしていますね、工事で。もうああいうふうにあっちができて、何でこっちができないのだと。長瀬線は県道ですよ、あれ。国道354号は国道ですよ。格がどっちが上ですか。長瀬線のほうが上のように感じてしまうのだけれども。この辺をやはり町としてアピールしないと、いつになっても、いいや、玉村町は要と言っておけばいいのだからというような感じになってしまうのではないかと。私はそれを危惧しているのです。どうして県道のほうが先にできてしまって、国道のほうがこんなざまなのだ。どこに行ったってそんなのないです。国道のほうがまず通行量をスムーズに行くようにして、県道のほうは幾らかみんなあれするのだ。だって、交通量が違うのだから。その辺のアピールをやっぱり町としてしていかないと、今後玉村町は正直な話、50年後、60年後になったら、本当に人口が何万人になってしまうというような感じがするので、それを心配しています。橋のこんな話をしてもしょうがないから、次に行きます。

次に、路面のペイントの件なのですけれども、確かに今の状態で警察もはっきり言って、やるのが嫌だからそんなことを言っているのだ、俺に言わせると。花火のときもどうですか、ここで上げて。時間を止めますからと言っても、嫌だなんて言ってみたり。そんなことを言っているのだったら青森へ行ってください。青森へ行けば、国道4号が、分かるでしょう、そっくり止めてしまうのですよ。だから、その辺が何だか知らないけれども、担当になる人が冒険心がないというのかな、自分がある間だけ穏便に済めばいいと、そんな考え方でいるのだから。どうもみんな行くと向こうなんかそういうふうになっているのだけれども、僅か国道354号がそんなにほかにできないようなところを、僅か2時間止めてくれれば花火だってこっちでできるのだけれども、何だかそれも駄目だとか、そんなことを言っているから、田園花火がとんでもないほうへ行ってしまうたり、あっちへ行ったり、こっちへ行ったり、いろいろ正直な話、出ているので、いいところを見つけたからいいのだけれども、今度こっち側にいる人が橋を渡っていくのに大変だと。今度は橋の問題が出てきてしまうのだ、またここで。あの橋を渡るのに40分もかかるのだよと、こういうことになってしまうのです。

そんな問題があるので、やはりその辺を町としても考えて今後やっていかないと、置いていかれてしまいます。どうも吉岡町に置いていかれてしまったような気がしてしまって。私悔しくてならないのです。吉岡町の人が、「笠原、いいな。玉村は平たんでどこへ行っちゃって世話ねえ」と言った、それが標高差200メートルあるところが玉村町よりか上へ行ってしまふのです。何だっていうのだ、これとは私は言いたくなります。皆さん、よく考えてください。人口も向こうは減らないのだから。何だというと、一番大きいのが上毛大橋です。あのでかい橋は物すごく金がかかっていますよ、あれは。上毛大橋をかけた1つでああいうことになってしまった。そんなので、玉村町も正直な話、その前は人口が日本中で一番増加しているのではないかというところまで行ったから、これはいいなと思ったのが、何だか知らないけれども、いつの間にか落ち目の三度笠になってしまって、これではどうしようもないので、何とか町長にも頑張ってもらわなくてはならないところもいっぱいあります。

そんな駄目の話をしてもしょうがないから、次に利根川の新橋であれします。この利根川の新橋、今の職員の方はどのくらい知っている人がいるかなということちょっと聞きたいのだけれども、これ始めたのが、ちょうど井田町長がやっている頃らしいです。昭和62年の頃、前橋市の朝倉、与六分の辺ということで企画に上がって、それをだから新町駅のほうへつなぐという計画だったらしいのです。それがだんだん、だんだんやっているうちにある程度まで行って、前橋市のほうは、よく前橋市、前橋市と皆さん言葉で言うけれども、前橋市はもうできているのですよ、あそこまで。利根川の端まで。それで、あそこに正直な話、弁当会社にしろ、漬物会社が来ているのですよ、もう。来ていないのは玉村町だ。これはやっぱり話をちゃんとやっていかないと、どうしても、いいのか、やる気はないのかと、こうなってしまうらしいのです。そんな話でいろいろやっていて、昔大澤さんが知事をやっているときに、正直な話、県庁の6階まで行って話をしたら、いや、そんなことを言わないでくれ、俺だって東毛のほうで明和町のほうと埼玉県のほうをつなぐ線を言われているのだけれどもと言って、知事、そんなこと言うけれども、向こうは800メートルですよ。玉村町のあそこは200メートルですよ。ピア1本かけるのに幾らかかると思いませんか。向こうは4本かけなければ駄目だけれども、板井は2本で済みますよと、こういうふうにやっぱりアピールしていかなければ。1本に3億5,000万円かかるらしいですよ、ピア。その辺をやっぱりやって、どうしてもやっていなくては。山本さんにもよく言って、何かしらないけれども、知事が代わってしまったら、ちょっと主体が替わってしまったと。玉村町が置いていかれているような感じになってしまった。そこへバスを通すと言ったって、そのバスだって通らなくなってしまった。どういふのだ、これはと。そのくせ、今度は真ん中で、たまりんをどうしたら、買物へ行けない人の足をどうにかするかと。そういうのも病院なんかへ行ける、そっちのほうを先にやってもらわなければ困るといふこともやっぱりアピールして言っていただきたいと私は思うのですけれども。

この新橋なのですけれども、新聞が、これがいつですか、見ますと、やはり新聞に載ってくるのだからすごいのですよ、これ。上毛新聞の4月26日だったかな、読んでみます。いいですか、時間があるから。きりり光る町、千代田町40年の歩みというのです。皆さん、読んだ人いると思うのですけれども、高橋純一町長に聞く。最近町が元気になってきたと各世代から声が上がる千代田町。活気づく町をさらに輝かせるために、町政のかじ取りを担う高橋純一町長に千代田町の未来、展望を聞いた。長期的視野に立った上で、最重要課題が町と埼玉県熊谷市に架ける利根川新橋の早期整備だ、こう言っているのです。1997年に建設促進期成同盟が結成されて今年で25年。かつては渋滞緩和をうたったが、多発する自然災害を踏まえて、広域災害の観点からも重要なインフレだ。国や県も関わる話で、思うように進まないが、これは同じです、ここのところは。今年に入って手応えを感じている。一、二年のうちに橋をかける場所と、それに伴う道路の決定がなされることを願っている。

こんなふうによそのところは出しているのです。ですから、やっぱり石川町長には頑張ってもらって、何とか県庁のほうに行ってその辺をやってもらわないと、どうしても玉村町はこのままでいくと

大変なことになってしまうので、私もこの町に住んできてちょうど74年になりましたので、100歳までは無理ですけども、でもあと10年は大丈夫でしょうから、その間にやはり町の繁栄を見たいと。孫子の代まで残して、ああ、この町に生まれてよかったなど。何しろ条件はそろっているのです。県立女子大学もあるし、いろいろ。ないのが駅なのです。この辺をうまく考えて、今後やっていければ、とてもいい町になるのではないかと思います、時間もそろそろ来ますので、お昼までにもう一人やりたいということなので、私はこれで質問を控えさせていただきます。

以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

◇議長（石内國雄君） 再開いたします。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

2月24日のロシアによるウクライナ侵攻から3か月が過ぎました。今後どうなるか、予断を許しません。早く終息することを願うのみです。今回第1回目の質問は少し長くなりますが、最後まで聞いてください。ロシアによる軍事侵攻がなぜ発生したか、それはソビエト共和国の一つであったウクライナは、1991年のソ連崩壊後、独立したが、その後NATOの力が強まってきた。このままではウクライナがロシアから離れてしまう。そこに危機感を持った。一言で言えば、三十数年前のソ連を復活するため。

ところで、数年前の新聞に記載されていたことで気になっていたことがあります。それは、ロシアの人はソビエト連邦が崩壊し、領土が小さくなってしまったことをすごく残念がっているということでした。今でもロシアは十分に広いと思いますが、30年ほど前の地図を見ると、ソビエト連邦はウクライナ、ベラルーシ、そしてバルト3国も含まれていました。さらに南方面、黒海、カスピ海方面の国も含まれていました。私の知っている昔のソビエトと比較すると随分小さくなっていました。ロシアの人の中で、今回の軍事侵攻に対する賛成者が多いのは、ロシア国民に戦争の実態が伝えられていないことかもしれませんが、領土が小さくなってしまって残念という気持ちが根底にあると思います。

ところで、私たちはウクライナについてどの程度知っているのでしょうか。私は、現在のロシアの中で西に位置する地域くらいとしか知りませんでした。学生の頃、どのように勉強したか、55年前の

世界史の教科書を引っ張り出して調べてみました。そこには、1922年、ロシア、ウクライナ、白ロシアなどの諸民族のソビエト共和国が連合して、ソビエト社会主義共和国連邦が成立しと記載されていました。レーニンの時代です。ウクライナについての記載はその1か所のみでした。

しかし、さらに教科書の時代を遡ると、今のウクライナの地域に関する記載が2ページ近くありました。その内容は、旧世紀、北欧に入ったノルマン人がスラブ化し、キエフ公国を建設した。そのキエフ公国は、10世紀末、ウラジーミル1世のときに最盛期に達した。彼は、東ローマの王女をめとり、ギリシャ正教に改宗し、ビザンチン風の専制君主の支配が模倣され、また文化の面でも西欧と違った道を進むことになった。しかし、その後は自由農民が農奴化し、封建社会に移っていった等です。キエフ公国を調べると、その領土は現在のウクライナの首都キーウを中心に、南は黒海から北は北極海に面した白海に至る大きな国でした。さらに教科書には、13世紀に入ると蒙古人が侵入し、南ロシアにキプチャク・ハン国を建てると及び、キエフ以下の諸侯はこれに隷属し、献納するに至った。しかし、15世紀に入ると東北の都市モスクワが商業の中心として発展し、1480年に蒙古から独立し、東北ロシアを統一するに至った。このように記載してありました。

いろいろ記載されていますが、この中からウクライナは東スラブの本家筋、ロシアは分家筋になることが読み取れます。ウクライナとロシアは兄弟国、ウクライナが兄になります。蒙古から独立後、ロシアは拡大し、17世紀後半にシベリアまで拡大し、19世紀にはさらに南に拡大。また、極東にも進出した。20世紀に入ると、極東を南下し、日本との間で衝突を起こした。これが日露戦争です。第二次世界大戦時にはフィンランドに侵攻している。こう見ると、ロシアの歴史は建国以来400年を超える領土拡大の歴史です。

これに対しウクライナは、東スラブの本家筋ではありますが、蒙古による崩壊後は西から東から様々な大国に支配された。ロシアにも支配された時期がありました。その後、1922年、大正11年にレーニンのソビエト連邦に取り込まれた。1930年代、スターリンの時代、私が生まれる20年ほど前なのですけれども、ソ連の压制下、農業政策の失敗で大飢饉が起き、400万人もの人が亡くなったという。太平洋戦争の日本の死者が軍人、民間合わせて320万ということですから、大変な人が亡くなっています。という大飢饉が発生したと。これらが原因で、第二次世界大戦にはナチス側についた住人もいたようです。ウクライナとロシアは兄弟国と言われるが、難しい関係です。ソ連が崩壊した1991年に独立を宣言したが、東部の親ロシア派と西部の親欧米派が対立を続け、現在に至っているというところでは。

ウクライナの面積は日本の1.6倍、人口は日本の0.35倍、農業国のイメージですが、東南部のドネツク地方には世界有数の大きな炭田があり、近くから鉄鉱石も出たことから、重工業が盛んになりました。マリウポリにあるアゾフスタリ製鉄所はその代表です。かつての日本の北九州工業地帯のようなところでは。今ではハイテク産業も盛んで、ロシアから見て魅力のある地域です。これらの歴史、また現在の状況から見て、難しい問題を抱えている地域です。そこで大きな紛争が発生した。

日本にも大きな影響が出てくると心配しているところです。これらに対する町の見解を聞きたいところですが、今回の私の質問は町の課題、問題について伺います。

では、質問します。

◇議長（石内國雄君） 月田議員にお話しいたします。

貴重な一般質問の時間ですので、質問に無関係な話題は最低限にお願いいたします。続けてください。

◇6番（月田 均君） 第1の質問、コロナウイルス対策の検証についてお聞きします。

この2年間、町は新型コロナウイルス感染症対策、感染予防、ワクチン接種、経済対策等について取り組んできましたが、これら対策についてどのように評価しているか、伺います。まず、反省すべき点は何か。今後発生すると思われる新たな感染の波にどのように対応していくか。今回の感染症対策を実施する中で、今後の町政に役立つことがあったのではないか。あったならば、その点も伺いたい。

第2の質問、プラスチックごみの削減への取組について。今年4月1日にプラスチック資源循環法が施行された。この法律は、業者、自治体、消費者が連携しながら、資源循環に向けた取組を求める法律です。現在玉村町の取組は、ペットボトルと発泡トレーの回収を実施していますが、今後どのように取り組もうとしているのか、お聞きします。

第3の質問、個人住宅への消火器設置について。防災の取組が進んでいます。新しい防災マップの作成や河川の改修も進められ、堤防の補強も計画されています。安全性向上に期待するところですが、ところで火災への対応として消防団の再編が進められていますが、火災はまず個人が火災を起こさないこと、発生してしまったら初期消火、これが大切です。各家庭の消火体制は十分か。消火器は各家庭に備わっているか。以前は、消防団員が各家庭を周り、消火器の購入を進めていたように記憶しています。今は消火器のない家庭、あっても期限切れの家庭、このような家庭が多いのではないですか。町の対応を聞きたい。

次、第4の質問、フォトコンテストについて、今年の春、第5回たまむら風景フォトコンテストが行われました。入賞候補者には、5月下旬に連絡が来ると聞いていました。今回自信作を出品したので、期待しているところですが、連絡が来ていません。少し心配になります。

ところで、前回までは毎年実施されていましたが、今回から隔年の実施になりました。隔年に変更した理由は、応募数が減少した、似たような作品が増えてきた、時間をかけてよい作品をたくさん出してもらいたいということのようです。しかし、フォトコンテストの目的は、量や質もありますが、町の魅力を発見するところ、魅力を発信するところ、さらに住民とのコミュニケーションの場だと思えます。身近な生活に関係するテーマでもよいのではないか。毎年の実施に戻せないだろうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策の検証についてお答えいたします。まず、感染症対策はうまく進んだのか、また反省すべき点は何かのご質問にお答えいたします。今年は、3年ぶりに行動制限がない大型連休となり、人の移動が活発になったことから、1日の新規感染者数が増加する懸念もありましたが、新規感染者数も何とか増加に転じず、新しい生活様式を継続しながら日常生活を取り戻しつつある状況と言えます。また、県内の新規感染者数はやや減少傾向が見られており、町内の感染者数も微減傾向で推移しております。しかし、感染力の強いオミクロン株により陽性者が減り切らず、状況によっては再拡大の懸念もあるため、今後も感染防止に注意を払いながら警戒は続ける必要があると言えます。

また、この2年余りを振り返りますと、感染症対策で最も重要な対策である基本的な手洗い、マスクの着用、人との距離を空けるなど、3つの密の回避等感染予防の注意喚起を継続的に必要に応じて情報発信をし、また今後の感染拡大時に備えて数々の感染対策の物品を備蓄するとともに、個人、施設など必要な場所への提供や対策を講じてまいりました。また、ワクチン接種事業では、国の指示に基づいた接種順位や接種対象者に対して、伊勢崎佐波医師会及び伊勢崎市と連携協力を行いながら検討を重ね、個別接種、集団接種を実施してまいりました。その結果、ワクチン接種の推進においては集団接種を早期の段階で実施し、ワクチン接種希望者に対して提供することができたことは、接種率が令和4年5月23日時点で12歳以上の全人口のうち1回目、2回目を接種した人の割合が約82%、3回目を接種した人の割合が約61%という数字から見ても全国並みであることから、感染防止や重症化予防の観点で評価すべきであると認識しております。

その反面、昨年の接種開始後のワクチンの供給量の制限や度重なる情報の錯綜などを含め、医療機関の接種体制などにも影響を生じたことは、町といたしましても大変苦労したところでございます。しかし、現在まだコロナ禍を脱するまでには至っておりませんので、今後の国の動向や状況などを注視しながら、ウィズコロナの状況下での必要な対策を講じてまいりたいと思います。

次に、今後発生すると思われる新たな感染の波に対する対応についてですが、新型コロナウイルス感染症に関連した今後の感染拡大時の波に限らず、感染症との闘いは人類が存在する以上、避けては通れないもので、その時点の状況に応じた対策をこれまでと同様に粛々と実施していく所存であります。

また、感染症対策を実施する中で、今後の町政に役立つことがあったのではないかのご質問についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症対策は、いまだかつて誰もが経験したことのない事態での職務でありましたので、手探りでの状況の下、職員が錯綜しながらも協力し合って、問題解決に当たる姿を目の当たりにし、私を含め町が一丸となって困難な状況に立ち向かう大変さや団結力を感じ取ることができました。今後も感染症対策に限らず、急な対応が必要な場合には協力体制を築き、町

民の皆様のために努力していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策における経済対策についてお答えいたします。まず、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金につきましては、令和2年度に第1期、令和3年度に第2期として実施しております。この事業は、玉村町小口資金の信用保証料及び利子4年間分を全額補助するものですが、令和2年度の認定件数が28件、保証料補助総額が122万6,000円、利子補給総額が217万9,400円、令和3年度の認定件数が44件、保証料補助総額が270万5,000円、利子補給総額が647万4,400円です。玉村町小口資金の申請件数は、平成30年度が13件、令和元年度が10件、令和2年度が35件、令和3年度が56件ですので、緊急経済対策資金を活用して小口資金を利用する中小企業者が増えていることから、中小企業者にとって小口資金がより利用しやすくなり、企業経営の一助になっているものと考えております。

次に、小規模事業者支援助成金についてですが、令和2年度に実施した緊急支援助成金が1件につき10万円の助成で、助成事業者数が662件、次に実施した第1期事業継続支援助成金が1件につき20万円の助成で、助成事業者数が490件、令和3年度に実施した第2期事業継続支援助成金は1件につき10万円の助成で、助成事業者数が137件、次の第3期事業継続支援助成金では1件につき10万円の助成で、助成事業者数が358件です。新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況によりその都度実施しており、1回の助成金額は多額ではないため、その有無によって中小企業者の経営状況を左右するものではありませんが、一中小企業者に最大で総額50万円の助成金を交付しておりますので、中小企業者の事業継続の一助になっているものと考えております。

次に、令和2年度に実施した緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金についてですが、町内の一般住宅及び来客型店舗リフォーム工事費の2割、20万円を上限として補助しており、交付件数は568件、交付総額は8,389万9,000円です。補助金に係るリフォーム工事費は5億2,354万9,213円、リフォーム工事を受注した町内業者は86社であり、その経済効果は大変大きいものと考えております。

次に、令和2年度に実施したプレミアム付商品券発行事業補助金についてですが、玉村町商工会に補助金として1億6,372万5,266円交付して実施いたしました。商品券発行総額は4億5,168万円、町内202店舗が取扱店として登録されましたので、取扱店に対する経済効果は大変大きいものと考えております。

次に、令和3年度のキャッシュレス化推進・消費喚起応援事業についてですが、まず7月から8月にかけて実施したPay Payでお店もお客もWin-Winキャンペーンにつきましては、消費者に対するペイペイボーナス付与額として1,370万2,038円支出し、キャンペーン対象店舗は156店舗です。キャンペーンに係る取引額は7,300万円以上となり、キャンペーン前の取引額と比較すると437%の伸び率を示しております。

続いて、令和4年1月から2月に実施したコロナに負けるな！玉村町お店おうえんキャンペーンで

は、a u ペイ及びペイペイと連携して実施し、a u ペイのポイント還元額が102万9,749円、対象店舗が65店舗、キャンペーンに係る取引額が500万円以上、キャンペーン前の取引額との比較で439%の伸び率です。ペイペイでは、ポイント還元率が1,180万7,206円、対象店舗が142店舗、キャンペーンに係る取引額が5,500万円以上、キャンペーン前の取引額との比較で450%の伸び率です。対象店舗に対する経済効果はもとより、コロナ禍における人同士の接触機会を減少させる新しい生活様式の普及にも効果があったものと思われます。また、対象店舗を利用した町民以外のユーザー利用者数もそれぞれのキャンペーンで伸びており、対象店舗にとっては新しい顧客を確保するきっかけとしても効果があったものと思われます。

次に、令和3年度に実施した町内飲食店新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金についてですが、飲食店が実施するパーティション設置や換気設備強化等の感染拡大防止対策事業費、及びテイクアウトやインターネット販売等の地域経済の活性化に資する事業費の3分の2で20万円を上限として補助金を交付し、申請件数25件、交付金額は378万7,000円です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた飲食業の感染拡大防止及びウィズコロナを見据えた新たな事業費を補助し、後押しすることで、今後の営業活動の一助になっていると考えております。

さらに他分野の事業所についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業を行っていただき、新型コロナウイルス感染拡大を防いで、経済活動を継続していただきたいことから、令和3年10月から町内事業所新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施し、感染拡大防止対策事業費の3分の2で5万円を上限として補助金を交付しており、申請件数24件、交付金額は103万1,000円です。こちらの事業も、町内事業所の営業継続の一助になっているものと考えております。

今年度につきましても、第3期玉村町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策資金、第4期玉村町小規模事業者事業継続支援事業助成金及び緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金の実施を予定しており、今後も新型コロナウイルス感染症拡大が地域経済に及ぼす影響を注視し、新たな経済対策を実施するか、判断していきたいと考えております。

次に、プラスチックごみの削減への取組についてお答えいたします。プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器包装などに利用されている現代社会に不可欠な素材ですが、海洋プラスチック問題や焼却する際の温室効果ガスの発生など、SDGsを推進していく上でも重点的に削減していかなければならないごみです。そこで、製品設計から廃棄物に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を盛り込んだプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、令和4年4月1日に施行されました。この法律は、議員のご質問のとおり、プラスチック資源循環の実現に向けて、事業者、消費者、自治体など全ての関係主体が相互に連携しながら、それぞれの役割分担の下で積極的に取り組むよう努めるものでございます。

具体的には、事業者は設計、製造段階から極力プラスチックを少なく、長期使用に耐える商品を作ることや、プラスチック以外の素材への代替を図ること、過剰な包装を控え、再利用可能な材料を使

用したり、容易に分解、分別を可能にすることです。この法律における自治体の取り組むべき施策としては、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化、その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じることとあります。

現在町ではペットボトル、食品包装トレーをリサイクルしていますが、これ以外の廃プラスチックは燃やすごみとして焼却処分するか、処理困難物として処理業者に処理を委託しております。今後分別収集の品目を増やし、リサイクルに取り組まなければなりません。この燃やすごみとして焼却処分している廃プラスチックを資源ごみとして分別収集し、再商品化することが、町の取り組むべき施策となりますので、今後実施に向けて検討してまいります。住民の皆様には、町の施策が決定した後に、分別等においてお願いすることになりますが、それまではそれぞれがごみの減量等、地球環境保全に対する意識を持って生活するよう周知、啓発を行ってまいります。

次に、個人住宅への消火器設置についてお答えいたします。個人の住宅には、消火器の法的な設置義務がありませんので、町では各家庭における消火器の設置状況は把握しておりません。また、平成15年前後までは地域の消防団員が各家庭を訪問し、消火器の購入を勧めていたと聞いておりますが、ホームセンター等で安価かつ簡単に手に入るようになり、購入者が減少したため、取りやめたとのことです。議員がおっしゃるとおり、個人、個人が火災を起こさないよう注意することが最も重要ですが、万が一火災が起きてしまった場合の初期消火には消火器が有効です。しかしながら、消火器を設置されていない家庭や使用期限を超過したまま設置、保管されている家庭も少なからずあると思いますので、今後町広報紙、ホームページ等で設置を勧めるとともに、お持ちの消火器の点検や交換をお願いし、併せて各家庭における防火意識の向上のための広報に努めてまいります。

次に、フォトコンテストを毎年の実施に戻せないかについてお答えします。令和2年12月議会において、月田議員より同様のご質問をいただきましたが、本事業は第1期玉村町版総合戦略に基づく取組として、町のイメージアップと集客力を向上させるため、一般社団法人たまむら住民活動支援センターとの協働事業により始めたものです。その後、同法人との協働ではなくなりましたが、実行委員会を組織して、実施ごとに開催方法の検討を重ねてまいりました。

また、前回の答弁でも申し上げましたが、実行委員の皆様のご意見として、町内外問わず、幅広くコンテストの実施を周知するために十分な期間を設けること、撮影対象期間についても余裕を持って、周知後1年間として季節ごとの撮影機会を設けることで、新たな作品の応募につながるのではないかと。また、応募テーマについても変化をつけてはどうかなどのご意見をいただきましたので、今回実施中の第5回の実施方針を決定し、その成果や変化を見極めた上で見直しを検討するところとしました。

第5回コンテストの応募状況を申し上げますと、作品数が158作品で応募者は65名でした。参考までに第4回コンテストの応募状況ですが、作品数が227作品、応募者は96名でした。次回以降のコンテストの在り方については、第5回コンテスト終了後に実行委員会で協議していただきますので、その結果につきましては議員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、コロナウイルス感染症対策の検証ということなのですが、よく聞かれるのが、なぜ玉村町はこんなに感染者が多いのと聞かれるのですけれども、町としてはどう見ているのですか。やっぱり多い、いや、そんなことない、普通だとか、いろいろあると思うのですけれども、町は今現在発生状況についてどのように判断しているか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

なぜ玉村町が他市町村と比べて多いかというご質問だと思っておりますけれども、玉村町の立地条件としまして、前橋市、高崎市、伊勢崎市ということで比較的大きな都市が多いということで、そちらに通勤されている方も多く感じております。その中で、やはりそういった多い地域との関連性から、当然玉村町も多いのかなというふうに感じております。それで、先日なのですけれども、保健所の方にも状況のほうを確認しました。その結果、やはり同じような感じで、玉村町と同じように大泉町のほうもやや多めなのです。やはり太田市に近いということもありまして、その辺で人口の多い大都市部の近くの町ということで多いのではないかとこのように推測されます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私も多いというふうに見ているのです。実は、群馬県の人口は192万で、玉村町の人口が3万6,100人で計算すると、町との人口比は1.88%、それに対して県の感染者数と町の感染者数を比較すると、玉村町の感染者数が1.77%ということで、人口比でいくと玉村町は決して高くなかったもので、なぜかなと私も感じていたところなのですけれども。

一つ分かったのが、感染が多いときは当然玉村町の感染者数が増えるのですけれども、その増える量が県の平均よりも多いなという感じがしていたのです。感染が収まったときは、玉村町はうんと下がると。増えたときはうんと増えるという傾向もあって、それを見ているとやっぱり玉村町は多いかなというふうに見る人がいるのかなという感じがするのです。この辺は、玉村町の地理的条件から見ればこんなものかなと思うのですけれども。

1つ聞きたいのが、どういったところで発生するのかなということなのです。私なんかは感染の状況というか、情報は全く入ってこない。たまに聞かれるのです。どういうところが危険なのだと聞かれるのですけれども、私答えられないのですけれども、答えられる範囲で町の把握している情報を教えてもらえればありがたいのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） 答えられる範囲ということで、これも保健所の方ともちょっと意見交換させてもらったのですけれども、やはり最近ですと町外の企業とかで感染されている方というのがいらっしやいます。あとは、それは昨日の話なのですけれども、最近どういった職種というのが限定されていなくて、様々な形で感染されているのかなというのが、濃厚接触者からの感染もあるし、あとは昔は家庭内感染とかもあったのですけれども、最近はその辺がなくなってきているのかなというのは感じております。なお、クラスター等も福祉事業所等でも県内で起こっていますので、まだまだ感染が小さくはなっているのですけれども、まだ予断は許さないなというふうに感じております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 注意して、今後も感染防止に努めてもらいたいと思います。

あと、プラスチックごみなのですが、これは分別、再資源化について進めたいという回答だったのですが、これを実施する上で難しい問題も幾つかあると思うのですが、その辺は町はどのように把握しているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちらのプラスチック自然循環法でございますけれども、国のほうが海洋汚染、また温暖化防止ということで、今年の4月1日に施行されたものですけれども、やはりリサイクルをするということは、基本的なところで汚れていないものというのが根底にありまして、そうなりますとまず住民の方にきちんと洗ってもらうとか、あとは異物がついているものについては、本体が大体プラスチックであっても、それに金属がついていたりとかということになると、そちらははじかれてしまうということで、なかなかリサイクルするのが難しい状況にあります。そんな中で、まだまだそれをリサイクルしますよというリサイクル業者もそんなには国内になくて、そういった中でいろいろな情報とかを国、県からいただきながら、プラスチックのリサイクルのほうを検討していきたいというふうに考えております。

あとは、こちらを実施するに当たりましては、プラスチックはどうしても比重が軽いものですから、一旦集めたらストックする場所をかなりの面積が必要になってきます。また、それをリサイクルする業者に引き渡すに当たっては、ベレーというところで圧縮梱包しなくてはいけないので、そういった設備もこちらのプラスチック循環法にのっとったリサイクルを行うということになりますと、そういった様々な施設設備も整える必要がありますので、法が施行されたので、それではすぐ始めますとい

うのがなかなかできないような現状となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 北海道の室蘭市は、今までプラスチック回収をやっていたのですが、あまりにも大変でお金がかかるということでやめたというのが載っていました。費用が、焼却に比べて7倍から8倍高くなると、可燃ごみにすることで、プラスチックを燃やすということで2,600万円の経費削減になるということなのですが、玉村町がプラスチック回収をすれば、どのくらいの費用がかかるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） その辺りの試算をするには、まず対象となるプラスチックがどのくらい町民のほうから今現在排出されているかということを中心に把握する必要があります。そちらのごみの組成の関係では、まだそこまで細かい組成分析しておりませんので、幾らかかるかというところは今現在はお答えできない状況ではありますが、もしもやるとなったら、まずは収集するところから、まずは収集運搬委託が追加になると思いますし、先ほど言った広いストックヤード、またベラーと言われる機材、そういったものを用意して、なおかつそれを運転していただく業者さんへ委託をまたする委託費も追加になってくると思います。そして、リサイクルに関して、こちらただではやってくれないので、相当なリサイクルに関連する委託費、そちらリサイクル業者に支払うものでありますけれども、そういったものも発生しますので、かなりの費用負担が現在よりかは発生するというふうに考えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 今玉村町はペットボトルと発泡トレイということでやっているのですが、発泡トレイは今費用がかかるのではなく、逆に売却できるという話を聞いたのですが、もう少し発泡トレイの回収を増やしたらどうかなと私は思ったのです。発泡トレイというと、すしだとか刺身だとか魚とか肉とか入っている容器に大分発泡トレイが使われているのですが、私がちょっと洗ってやってみると、比較的形がしっかりしていて洗いやすく、それが普通のごみから外れるとほかのごみが小さくなったということで、案外これいいなと思ったのですが、もう少し発泡トレイの回収を住民に訴えて、うちはまだやっていませんけれども、実施する方向で進めたらまずはいいのかなと私感じているのですが、その辺どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 月田議員のおっしゃるとおりで、発泡トレーに関しては今現在あまり収集量が上がっておりません。大体年間で2トン程度。ただ、発泡トレー、ほとんど空気を運んでいるようなものですから、2トンといってもかさとしては物すごく大量になるのですけれども、重量ベースでいくと本当に2トン程度ということで、微々たるものになっております。

発泡トレー自体は、もう随分前から分別収集のほうをしているわけですがけれども、なかなかこちら今現在月1回の収集ということでやらせていただいております、1か月ためておくのがご家庭で若干不便なのかなとも思っております。ただ、こちらをまた回数を増やすとなりますと、それなりに費用もかかりますので、住民の方に1か月、台所の隅のほうにためていただいて、収集日に出していただきたいということ、また何度も機会を見ましてお願いをしていきたいというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 月2回あってもいいのではないかと、私は見ていて感じました。まずはできそうなところから初めてもらうのがいいのかなと思いました。

続いて、第3の質問なのですけれども、消火器なのですけれども、これは今年4月にふれあいの居場所が再開されて、そこに行ったら、住民の方から消火器の中身を交換する話があったけれども、どうなったのという話を受けました。たしか私がまだ独り身の頃、消防団の人が消火器を販売に来たような記憶があったのですけれども、うちの消火器、どうしたかなというので、うちへ帰って見ました。そうすると、問題が2つありました。まずは、消火器の場所が見つからなかったということで、やっと探しました。もう一つは、できたのが1987年というので、今から35年前なのです。注意書きとして、8年以上たったものは交換してくださいと書いてあったので、ううんと思ったのです。うちだけではないなと思って、知り合いの家に行ってみたら、バラックの前に消火器が置いてありまして、それが1989年と書いてありました。私の先輩に、消火器どうしていると言ったら、うちは消火器ないよと、今はオール電化だから要らないのだとか言われましたけれども。確かに昔と比べると、火を使うということは減りました。お線香は立てないし、神棚にろうそくも立てなくなったので、そういう面で減ったかもしれないけれども、これは私よろしくないなという感じがしていました。

防災マップにも載っていますね、消火器の使い方とか、そういうのが。だから、もう少し私は町もアピールしたほうがいいと思うのですけれども、防災訓練や水防訓練の話はあるのですけれども、ほとんど消火器の話はなく、その辺は何か今そういう面でやっていきたいという話があったのですけれども、具体的にどんな感じでやれますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 今までも地域の防災訓練等におきましては、地域の消防団であると

か、あとは消防署のほうから職員が行きまして、水消火器の訓練をよくやっただいていてというふうに認識をしております。実際のものとは若干違いますけれども、操作方法であるとかはまるで同じものですので、そういった機会に多くの方に参加していただいて、消火器の使い方を勉強していただきたいというふうに思っております。

また、消火器につきましては、確かに今どちらかというところでは水害であるとか、地震であるとか、そういったことに重きを置いてしまっているところもありますけれども、火災予防というのも大事な災害予防になりますので、また広報、ホームページ等でも消火器には使用期限がありますので、そういったものを確認して、必要であれば交換するなどの配慮をしていただきたいということで、住民の方には周知のほうをしていきたいというふうに思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 実は、ホームセンターへ行って見てみました、消火器。私、数万円するのかわかるとしたら、結構立派なホースが別でついているようなもので3,000円台で売っていた。もっと簡易的なスプレー式なのがあったのです。それが1,000円かからないで買えたということなのです。だから、その辺も買うほうからするとすごく高いと思っているのかもしれないけれども、今かなり廉価になっているということだったのです。

先ほど水消火器の話が出ましたが、私は1,000円弱のを買ってきました。新聞紙の石油をかけて燃やしてみたら、スプレーというから、殺虫剤のようなああいうのが出るかと思ったら、そうではなくて、液がびゅうっと三、四メートルぐらい、教育長ぐらいまで行くぐらいの量が出るのです。ああ、これはいいなと思って使っていました。その後、水でも消えたので、本当の効果は私は分からないのですけれども、これも使えそうだなと。あと一番気になったのは、水消火器というのだけれども、今のABCは、あれは粉末ですね。あれを実際にやってみないと分からないです。大分違うと思うのです。水消火器というのは、水がじょうと出るだけだけれども、ABCの消火器というのはああいう感じではないと思うのですけれども、その辺はどんな感じになるのですか、実際使うとすれば。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 水消火器自体は、消火器の使用方法をシミュレーションするものでありまして、実際のABCの粉末のものとはかなり違います。

ABCの粉末の消火器を使いますと、大げさに言いますと、本当に目の前すぐが見えないぐらいの粉が飛び散りますので、あれを例えば訓練で使うとなると、辺り一面本当に霧のようになりまして、場合によっては何かあったのかという通報が来るぐらいのレベルであります。私がクリーンセンターに配属されていたときに実際あれを使って消火訓練をやってみたのですが、これを住民の方に

訓練としてやっていただくのはちょっと難しいのかなというふうにも思っております。ただ、そういったものを今後動画で見させていただくというような、そういったことも考えておりますので、消防防災系のほうで公式のインスタグラムもありますし、町の公式のユーチューブ等でもこういった形で使うということ住民の人には見ていただこうというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひやってもらいたいと思うのです。私がもう何十年も前かな、見たような気がするのだけれども、粉というか、周りが全部真っ白になって見えなくなった感じがするので、そういうものを見たほうがいいですよ、いざ住民がやるときに。ぜひSNSでも出していただきたいと思います。

あと、次です。フォトコンテストなのですが、毎年実施してきたけれども、今隔年ということで新しく委員会があるから、そこで検討してもらおうということなのですが、フォトコンテストの委員というのはどういう方になっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 委員さんは、文化協会の会長さんであるとか、町の文化協会の写真部の方、それと町内の写真屋さん、その他道の駅駅長等となっております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 具体的に何人なのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 7人です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 応募点数が65人で158点という話だったのです。去年は96人で227点ということなのですが、これは他の市町村でやっているフォトコンテストと比べて多いのですか、少ないのですか、どうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） すみません。そちらは調べておりませんので、分かりません。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番(月田 均君) 私がちょっと調べたのだと、藤岡市が今年65人で200点、沼田市が70人で236点ということで、若干玉村町より多いかなという感じがしていますがけれども、まず面積が違いますものね、人口も違うし。となれば、決して玉村町では今あそこの状態だって少ないとは言えないと思うのです。やはりこういった活動というのは地道にやるのが大切だと思います。ほかのところは、藤岡市なんか39回もやっていますし、伊勢崎市も17回、前橋市なんか四十何回とか書いてありましたけれども、そういった面で地道に続けていってほしいというのが私の希望です。

以上で私の質問を終わります。

◇議長(石内國雄君) 休憩いたします。午後2時に再開いたします。

午後0時1分休憩

午後2時再開

◇議長(石内國雄君) 再開いたします。

◇議長(石内國雄君) 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

[3番 松本幸喜君登壇]

◇3番(松本幸喜君) 通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。議席ナンバー3番の松本幸喜です。よろしくお願ひします。

まず、1番目にたまりんの運用見直しについて伺いたいと思います。3月議会において、玉村町乗合タクシーたまりんの運行見直しが、環境安全課、企画課、都市建設課、健康福祉課によるプロジェクトチームで行われるとの答弁がなされました。そこで、以下の4点について伺いたいと思います。

どのような方法で見直しを行うのか。

各課の見直しの方針は何か。

どの課が中心となって取りまとめを行うのか。

最終的な計画の立案はいつ頃までに結論として出されていくのか、こういった見通しも含めてお伺ひしたいと思います。

2番目ですが、玉村町の空家等対策計画について伺いたいと思います。玉村町空家等対策計画について、次の2点について伺ひます。

空き家対策として、空き家の除却が今までに24件なされていますが、除却された跡地のその後の活用はどのようになされているのか。

空き家の除却補助として最大50万円の補助金が支出されているが、そもそも空き家対策の最終的な目的は何なのか、こういった点について伺ひたいと思います。

3番目、図書館の運営について、図書館の貸出し冊点数は一時期県内最多ということで大変多かつ

たわけですけれども、2006年をピークに年々大きく減少しています。数量的にはずっと右肩下がりという状態になっています。そこで、次の2点について伺います。

利用者数や貸出し冊点数の減少の原因はどこにあると考えているのか。

図書館の利用を促す対策はどのように行おうとしているのか、この辺について質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、たまりん運用見直しについてお答えします。まず、たまりんの見直しをどのような方法で行うかにつきましては、たまりんに限らず、住民の移動に関するニーズは多岐にわたっていることから、現状の分析を行い、課題を抽出して、解決に向けた対策を研究、検討していきたいと考えております。現在までの進捗状況は、町が行っている移動に関する支援制度について、関係各課へ調査を実施いたしました。また、企画調整会議を開催し、今後企画課と環境安全課で現状の把握と課題の共有を行った上で移動に関するニーズを調査し、その課題解決に向けた研究や協議を関係課と連携した庁内検討会議で進めていきたいと考えています。

次に、各課の見直しの方針は何かとのご質問についてですが、今後設置する庁内検討会議において、玉村町における移動に関する課題を整理した上で、たまりんの役割とそのほかの交通機関等の役割を明確にし、それぞれの役割ごとに関係課で個別に見直しの検討を行いたいと考えております。

また、どの課が中心となって取りまとめを行うかにつきましては、たまりんと路線バスなどの公共交通担当課である環境安全課が主体となると考えますが、まちづくり全体に関わることにもつながる課題のため、各課が連携して進めていきます。

最後に、最終的な計画の立案はいつ頃までに行われるかにつきましては、さきにお答えしたとおり、住民の移動についてのニーズは様々であり、具体的な計画立案の時期は現状では明確なお答えをすることはできません。しかしながら、今年度中に移動に関する基本方針を決定し、基本方針を基にたまりんをはじめとする交通機関等の見直しに関する計画策定に着手したいと考えています。

次に、玉村町空き家等対策計画についてお答えします。町の空き家対策につきましては、平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする玉村町空き家等対策計画と玉村町空き家等の適正管理及び活用の促進に関する条例及び規則に基づき行っております。まず、空き家対策として、空き家の除却が今までに24件なされているが、除却された跡地のその後の活用はどのようになされているかにつきましては、除却補助事業は空き家の除却を目的としているものであり、除却後の活用方法については申請、交付の条件としておりません。また、除却後の跡地につきましては、現在のところ家屋の新築、または新築中となっているものが8件、売り地となっているものが4件、更地のままとされているものが8件、駐車場等になっているものは4件となっております。しかしながら、これは目視で

の確認であり、それ以外の詳細については確認しておりません。

次に、空き家の除却補助としての最大50万円の補助金が支出されているが、そもそも空き家対策の最終目的は何かにつきましてお答えします。空き家の除却補助の50万円につきましては、適正な管理がなされないまま放置されている空き家などが防災面、衛生面、環境面など周辺環境に様々な悪影響を及ぼす可能性があることから、そうした管理不全な空き家等を少しでも減らす対策として行っているものです。また、空き家対策の最終目的につきましては、玉村町空き家等対策計画にある空き家等及び除却された空き家等に係る跡地の活用促進の中で、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策として、「誰もが暮らしやすいまちをつくり移住を促すこと」を挙げており、空き家等を地域の活性化に向けた資源と捉え、再生、活用し、地域活動の拠点としての利活用を図っていくことです。しかしながら、これらを実現するための基本目標である空き家の除却は計画どおりに進んでおりますが、空き家バンクへの登録件数が計画どおりに進んでいないのが現状ですので、引き続き空き家バンクへの登録が増えるよう、周知を図ってまいります。

次の図書館の運営についてのご質問は、教育長からお答えします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 松本議員の図書館の運営についてのご質問にお答えいたします。

初めに、利用者数や貸出し冊点数の減少の原因はどこにあると考えているかのご質問についてですが、利用者数については平成16年度の11万6,345人をピークに年々減少し、コロナ前の令和元年度は6万1,585人でした。令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響もあり約3万8,000人、約4万4,000人と推移しています。また、貸出し数についてですが、県の統計記録によると、人口1人当たりの年間貸出し数は、平成19年度が12.02冊で、県内の自治体の中で3番目でしたが、令和2年度は5.95冊と大きく減少し、順位も4番目となっています。両年度とも1位は邑楽町ですが、平成19年度が14.04冊、令和2年度が8.79冊でした。上位の自治体を含め、県全体において貸出し数が減少しているのが現状であります。

図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であります。利用者数や貸出し数の減少の原因は、情報のデジタル化が進み、調査研究の際、図書館の本による方法からインターネットなど電子媒体から情報を得る、検索する形態に移行していることや、本自体も電子媒体で読める環境が進んでいることなどが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染拡大防止の観点から施設が休館となり、開館日数が減ったことや、社会全体の取組として外出や活動が制限されたこと、個人個人が行動の自粛に努め、人の集まる場所を避けていることなども大きく影響していると考えられます。

次に、図書館の利用を促す対策についてですが、町内の小学校新1年生に学校を通じ、図書利用カ

ードの発行を毎年行っており、本への関心や読書習慣に結びつけられるようにしています。また、公民館の子供向け講座の案内を児童、生徒に配布する際に、チラシの裏面に図書館や本の情報を記載して周知に努めております。さらに、定期的に大人向けミニシアター、子供向け映画会、読書習慣の動機となるような読み聞かせ等の講習会、本への関心や興味が広がるようなお話会、ボランティアとともに読み聞かせ会などを行っております。図書館が、文化センターという文化的な複合施設内にある利点を生かし、ホールのイベントや各講習会に併せた本の紹介等を積極的に行い、利用数及び貸出し数の増加に努めてまいります。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、たまりんの運用見直しについて伺いたと思います。

どのような方法で見直しをとということでお伺いしたのですけれども、移動に関する調査、これをどのような形で行うのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

こちら、第6次の総合計画の中でも住民向けに様々な設問でアンケートを取っております。その中で公共交通の関係についてもいろいろな意見をいただいているところですが、再度交通全般、公共交通にかかわらず、住民の皆さんがどのようなニーズを持っているのか、どのようにしてほしいのか、そういったことをアンケート等で一旦抽出しまして、その回答を分析した上で公共交通がどこまでを担うのか、今県のほうでも推奨しております新たな移動の方式、例えばNPOが無償でとか有償でとかということで移動のお手伝いをするとか、当町でも社会福祉協議会がお買物バスを今試行しておりますので、そういったいろいろな先進事例とかも含めてどのような方向がいいのか、また地域の人がどのぐらいの割合でどういうニーズをお持ちなのか、狭い部分で考えていくということもこれから必要なのかなと思います。地域ごとでどういうふうにしていきたいかというのは、それぞれの地域でまた違ってくるとお思いますので、その辺を明確にした上で、また地域の人にも入っていただいて、そういう細かなことは考えていきたいというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 私も自分の地区でいろいろ活動している中で、特に高齢の方たちにただ単にこういうふうに変えますよ、ああいうふうに変えますよ、とっても便利ですから使ってくださいと言って、では使うかというところです。安心して、例えばただでタクシーに乗って行って帰ってくるができますといっても、高齢の人たち、タクシーを使ったことないですから、うちの地区なんかは多いものですから、どこに電話するのだい、どこで待っていればいいのだい、どういうふうにお金を

払うのだい、どこで降ろしてもらえるのだいと、こういうふうに立て続けに疑問が湧いてくると、もういやというふうになってしまう人がほとんどでした。私が一緒にやっている人たちは、私が一緒について行って、3人から4人、声を掛け合ってタクシー券で買物に行って、タクシー券で帰ってくるということをするのですけれども、そうすると1人大体1枚から2枚程度で行って帰ってくる事ができるのです。月に1回から2回ぐらい、そういう形で利用できるのですけれども、その折にそういう不安を皆さんはお持ちなので、私が一緒について行って、支払いをするところを確認して、一緒に帰ってきて、それぞれの家まで送り届けるというようなことを2回ほどやったならば、もう大丈夫だよということで、安心して取り組みました。そこまで全部やれとは言いませんけれども、せっかくなつくったサービスが、行政のお金をかけたサービスが、末端の人たちまで、実際の町民のところまで届けるということが非常に重要だと思っているのです。そのための苦勞というか、そういうための組織というのがいろいろあると思うのです。民生委員さんもそうですし、生涯学習の担当の方たちも地区にいますし、ボランティアの方もいらっしゃいます。そういう人たちの協力を持ちながら、そういった制度改革というのをしていかなないと、今の高齢の人たちというのは非常に難しいかなと。

今一番心配している人たちは70代の人たちなのです。あと10年したら車に乗れなくなるのではないかな。車に乗れなくなったら、どうやって買物に行くの、どうやって出かけるの。買物に行けないので、飢え死にしましたという人はいないのです。食べ物をただ単に手に入れるというだけのためのたまりんではないのです。その辺は健康福祉課のほうが非常に実感としてお持ちなのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

今議員がおっしゃっていたとおり、買物というのは一つの手段、目的であって、そこまで行くことによって介護予防にもつながる。あとは、自分で欲しいものを見ながら選んで、それを買えるという頭の運動にもなります。総合的な意味で移動手段があるということは大変高齢者にとったらありがたいことかなというふうに思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今あるように、生活の質を高める、そういう意味合いが非常に強いと思います。出かけられるようになってから、うちの地区の私の知る範囲ですけれども、生き生きと生活できるようになっていくのです。それまでどうなるか。出かけられないから、ほとんど一日中家の中にいるのです。そういう状態の中から、自分で買物に行って、それで一緒に家族と住んでいる人でも、私が買物しておいたよと言えるということ。自分の存在意義というのですか、そういうものも含めて生

活を支える、その人の精神的な生活を支えていくという意味で移動ができるというのは非常に重要なことだと私は思っています。ですから、ただ単にニーズに基づいて移動手段を確保するというだけでなく、その人たちの生活を支えていくという側面で、12月の質問のときにぜひ健康福祉課の意見もということで名前を挙げさせていただいたわけなのですけれども、ただ単なるお出かけのためのものではないということです。高齢者にとっての移動手段というのはそういう意味合いを持っているということ。

それと、それぞれ利用者には特性があります。通勤通学に使っている人たち、それはもう時間帯がある程度決まっています。以前にも話しましたが、大体始発から7時台、そうでないと学校や会社のほうに間に合いませんから。そういう時間帯の特性というのがあります。買物へ行く人たちは10時以降でないと店が開いていないですから、それ以前から動いていますといってもあまり意味はないわけです。そういった曜日の特性もありますし、利用者のニーズの特性もありますから、そういうところを加味して、単なる人数だけ、頭数だけで考えないで、計画のほうをそれぞれニーズに基づいて、条件に基づいて考えていただけたらなというふうに思います。

5年前ですか、以前1週間調査をされたということなのですが、その調査のところで非常に困ったことは、私見させていただいたのですけれども、乗った場所は分かるけれども、降りた場所が分からないのです。乗った場所は地域にどのぐらいのニーズがあるかというのは分かると思います。ただ、降りた場所が分かるかどうかで、その人たちが何のためにそのバスを使ったかというのがおおよそ見当がつくと思います。町役場のところで降りれば、町役場を使うか、農協を使うかというような形である程度分かるわけです。フレッセイのところ降りれば、フレッセイを使ったのだというのが大体予測が立つと思います。ぜひ乗った場所以上に降りた場所というのを調査の項目の中にに入れていただけると、ある程度使った目的というのが分かるのかなというふうには思います。

なかなか長い間の調査というのは難しいかとは思いますが、そういった実態調査というのは調べ方、また聞き方によってアンケートの結果なんていうのは随分結果は変わってきますので、その聞き方等についても吟味をしていただけたらというふうに思います。今年度中に方針が出されるということですので、そういった各課が持っている見方、特性というのはあると思うのです。都市建設課等で言えば、経済効果ですとか、今地域の活性化だとかというような面でもそういう必要性が、見方というのが出てくると思いますし、先ほど健康福祉課の課長さんからあったように、高齢者の目線に立った移動手段の在り方というのも非常に重要なものとして加味して考えていただけたらなというふうには思います。単にたまりんの問題だけでなく、町長からもありましたように、移動手段の在り方は地区ごとに、地域主体のバスというような形も取っている地区も少ないのですけれども、あるというふうに聞いておりますので、幅広い視点で考えていただけたらというふうに思います。

では、空家等対策計画について質問をしたいと思います。除却なのですけれども、除却後、私町内をいろいろ歩き回ったりしているところなのですけれども、最近結構新しい家が建っていたり、古い

空き家をリフォームして、多分リフォーム会社にそのまま売却するかなんかして、リフォーム会社がリフォームして売り出したりというような家をちょこちょこよく見るのです。ここの最終的な目的というところで考えていくと、空き家対策の最終的な目的というのは新しい住民をいかに引き込んでくるか、そういうところになるのではないかなというふうに考えております。新しい人が入ってくる、来たいと思っても、玉村町に入ってくるためにはどういう土地に入ってくるのが考えられるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

空き家対策、非常に範囲は広いと思います。まず、答弁にもありましたように、地域で困っているような空き家をなくして、住みやすい環境をつくるというのが一番重要な政策だと思います。その次に、先ほど議員さんおっしゃられたように活用という面で、様々な活用の仕方があると考えます。ただ、都市建設課で空き家対策を行っているのですけれども、やはり活用に関しては行政は目的を持たないと次のステップには行けませんので、まずどういった活用のために、その中で新しく用意するのか、空き家を使えるのか、そういったことにはなると思います。

玉村町に人を呼び込むということで総合戦略にも掲げています。それは、古民家を活用した交流の施設の提供とかがうたわれています。全国のほかのいろんな事例では、販売店舗を併用した交流の施設、それから農業や田舎暮らしの体験をする施設、それから交通体験とかの施設です。これは運営はいろいろ自治体がやったり、自治会、それから法人がやったり、指定管理者がやったり、様々なのですが、あとは事例としてはカフェ等で観光客の休憩、交流の場にしたり、高齢者の居場所づくり、地域コミュニティー、それから地元の大学向けの共同の学生寮、この事例では社団法人が運営します。田舎暮らしの体験とか、あとは古民家に滞在を体験するというふうなものもあります。それから、宿泊施設、あとはミュージアムとして活用、それから展示施設として活用、これはNPOがやっている。あとは賃貸住宅、市が単独で行うものとか、あとは食材の加工の販売、多目的ホール、公民館として、児童館としての複合施設、あと観光案内所とか、全国で活用の事例というのはかなりあります。その中で都市建設課の目的だけでは呼び込むということはなかなか難しいと考えています。直接、例えば跡地を公園にさせていただけないとか、そういったこともあると思いますが、やはり関係各課の目的に沿って連携してやっていくということが重要であります。その中で呼び込む施設があれば、町にとってもよいのかなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今挙げられた活用方法のほとんどというのは観光的な意味合い、要するに今あるものを活用するということには意味があるかと思うのですけれども、そこに若い世代の人たち

を呼び込んでいくという施策にはなっていないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

都市建設課ではないのですけれども、企画のほうで玉村町のほうへ東京都圏から来るのに補助金ですか、奨励金ですか、そういったものもあると思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 玉村町空家等対策計画でアンケート調査を行っています。そのアンケート調査によると約3割の人が、自分は相続で引き継いだけれども、そこに住んでいるわけではない。その家をどう活用したらいいかわからない。販売するにしても、何するにしても、どこにどう相談すればいいかわからないという人が3割にも上っているのです。太田市ですとか、特に富岡市ですか、市を挙げて積極的に活用方法というのを市が説明会を行っているというふうに聞いています。例えば所有者と地元の不動産業者、そういう人たちを集めて、それで例えば玉村町で言えば、玉村町の土地がどの程度動いているのか、どのぐらいで売れるのか、どのぐらい経費がかかるのか、そういったことについての情報交換会をやってくれているらしいです。その上で、業者さんを選択して、それで販売に適しているのかどうかというようなことを行政が主導になって行っているというふうに聞いています。

町長さんの家の近くに新しく若い世代の人、40前後の方が引っ越してこられました。その人の話を聞くと、土地を買いたくても、町外の土地だと高くて手が出せないと。周辺で探そうと思っても、売り地になっているところがなかなか見つからないというのです。これだけ170件も空き家があるわけです。そのうちの3割の人たちは、どういうふうに売ったらいいのか、どのぐらい経費がかかるのか、そういったことで手が出せない状態になっているわけですから、そういう人たちと買いたいという人たちのマッチングもできると思うのです。個人情報がありますから、業者さんにこういう人がこういう土地を持っていますというのを紹介することはできないと思うのですけれども、声かけをして、来てもらって、業者さんと1対1で話し合ってもらって、話を進めてもらうというような、取り次ぐような、ここに書いてあるマッチングを行うということではできると思うのです。その辺どう思いますか。

◇議長（石内國雄君） 暫時休憩します。

午後2時33分休憩

午後2時34分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

マッチングということで、今現在空き家バンクということで玉村町ホームページ等で載っているわけなのですが、あとは空き家でお困りの人は窓口とか電話で相談ということになります。それ以外にご自分で判断つけられる人は、不動産屋さんにはまずは相談しているのだと思います。それで借手が見つかって、空き家ではなくなっているという物件もある程度件数はあると思います。

ただ、もっと活用する、空き家をお持ちの方に役場で出向いてということにはちょっと難しいのかなと思います。説明会みたいなことで周知を行っていくということもありだとは思いますが、そういった次のステップの施策としてこちらの施策を決めているのが空き家対策の協議会ですので、この協議会に諮って、どのようなことをやっていけばいいかということを考えていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういった協議会に諮ってからということなのですが、協議会の位置づけというのは、私も高齢者に関わる1層の協議体というのがあります。地域には地域支え合いネットワーク会議だというのがあります。そういったところに所属して、また居場所の地区代表というような形でそういったところに参加はさせていただいているのですが、行政は何の権限もないし、予算も何もないのです。だから、行政側がこういうふうにしたいのだけれども、皆さんどうお考えになるでしょうかという提案のされ方をすれば、いろいろな案を出していただけるのではないかと思います。でも、丸投げ状態で、さあ、どうしようと言っても、何の責任も取れるわけではないですから、責任のある結論なんて出せないですよ。そう思わないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

協議会で全て決めるという認識ではなくて、当然事務局としては役場ですので、役場のほうでそういったいろんな提案を、今までやってきたものとか、いろいろ意見をいただいたものとか、そういったものを事務局として提案して協議していただくということだと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家対策として事務局としてはどのような提案を今までされてきたでしょ

うか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

前回のときにこういった除却の補助のこととか、空き家バンクのこと、今行っている施策のことを提案もしています。ですから、また見直す時期が来ますので、そういったときには空き家バンクが今進捗が図られていないので、次なる施策はどうしたらいいかというのを、こういった近隣市からほかから情報収集をしたり、また松本議員さんのおっしゃる説明会みたいな、そういったことができるのかできないのか、どのようにすればいいのかとか、そういったことを検討していくという、研究していったら、もうちょっと進捗が図れるように、空き家がなくなるように、減らすようにやるということだろうと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 空き家バンクについては、登録は何件あるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

答弁にもありましたように、進捗が図れていないということで、実際には1件ということでありました。その後は特にないのですけれども、登録できない理由というのは、家財道具を片づけなければならないとか、耐震の問題で不安だとか、あとはホームページにアップするのに抵抗がある、あとはいろんな同意の面です。兄弟の方とか、相続の関係もありますし、そういったところで、それは個人の様々な事情で登録に至っていないというところもあると思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういうことで、なかなか登録に至っていないという状況であれば、ご本人に直接出向いていただく、そして町の登録されている不動産業者さんと直接話合いをして、どういう状況にあるのか、情報提供していく。こういった活動が必要になるのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

ちょっと話戻りますけれども、協議会ということの中に町長をはじめ区長さんや民生委員さん、弁護士の方、司法書士の方、土地家屋調査士や不動産業者、建築士、また消防署長、警察署長というふ

うなメンバーで構成されているわけなのですが、そういったところで不動産業者の方も含まれていますので、そういった方と色々な話を聞いて、2つの不動産協会と町は協定を結んでおります。一つは群馬県宅地建物取引業協会、それから全日本不動産協会群馬県支部でありますので、不動産業界の人のほうが情報をお持ちだと思いますので、そういったところと事前に話し合ったりとかしていければと思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 話し合うのは、やっぱり所有者だと思うのです。

ここの空き家対策のアンケートの中にも書いてありますけれども、県外に住んでいる方ですとか町外に住んでいる方、結構たくさんいらっしゃるようです。その人たちが年に何回、家の除草ですとか、中の整理をしているかという、2割程度の人ほとんど何もしていないという状態になっているわけです、この調査によると。ですから、相当数の人たちがそのままほったらかしで、家を取り壊すと税金が高くなるということでそのままにしてある。いろいろな個々の事情によって様々なものがあると思うのですけれども、中を片づけなくてはいけないとか、そういうようなこともあるとは思いますが、幾ら幾らで売れる、費用はこのくらいかかる、処分したほうが資産として価値を持てるのであれば、そういうふうにしたいと思っている方も中にはいらっしゃると思うのです。そういうふうにして実績を積み上げていって、そのままほったらかしになっている人たちに対しても、更地にすれば幾らぐらいの資産価値が出ますよというようなところを、それが分かっているのは業者さんです。業者さんと持ち主とが直接話し合って決めればいいことで、行政としてできることは、その人たち、どういう人が持っていますという情報提供を業者さんにすれば個人情報の流出になりますので、ただ個々に連絡を取って場所を町が設定してマッチングをしていただくようなことができれば、それは業者にとっても、持ち主にとっても、町にとっても有益なことではないかなというふうに思うのです。

そこの協議会の参加されている不動産業者さんと1度話をしたことがあるのですけれども、その方はこう言っていました。玉村町で長年土地の売買をやっているけれども、売れなかったということは一件もない。何年か、1年、2年かかるケースもあるけれども、必ず売れるという保障はできないけれども、ただ30年やっていて売れなかった土地は一件もなかったよというふうに言っていました。だから、そういう形で仲立をする。町が仲立をするというようなことを考えていただければ、何かしらの成果は出てくるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町のほうから積極的に動いていくことは、特定空家ということで近隣に迷惑をかけているもの、そういった場合は町のほうから積極的に動いていきます。空き家のまずは貸したい、売りたいという人

で町にやはり相談をしていただかないとスタートにその場合はならないと思います。見て、空き家だからという、外見、情報だけでそこのおうちに行ってしまうかというのは、ちょっと行き過ぎなのかなと思いますので、やはり困っている人、町のほうは窓口で開けていますので、困っている人がどうしたらいいかということで、相談なり受けてスタートになりますので、そこら辺は慎重にいきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そんなに慎重になる必要があるのでしょうか。ただ単に一つの連絡として、いついっか、こういう説明会を町が開きますという通知として、それぞれの家庭に配布すればいいのではないかなというふうに思うのですけれども。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 以前アンケートを取ったときに、中には個人の財産に町、行政が関与するものではないということで、少ないですけれども、1. 2%の方がそう答えておりますので、そのところで申出、相談、そういった方のいろいろな相談に乗っていくと、次のステップに上げていくというふうなことで対応はしていきたいなと思います。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 1. 2%のために30%の方を切り捨てるというのはどうなのでしょうと私なんか思ってしまうのですけれども。その辺、時間があまりないので、それも含めてもう一回再考する必要があると思うのです。

太田市なんかは既にそういう説明会を開いているというふうに上毛新聞のほうで発表がありました。富岡市はもうずっと前からそういう活動をやっています。沼田市はもっと一步踏み込んで、移住支援金も含めて出しているというようなことをやっています。持ち主の情報を持っているのは行政しかないのです。持ち主が直接うちの土地を売りたいのだけれどもということで、不動産屋だとか、そういうのに話を持っていけば別ですけれども、住所と氏名、持ち主を分かっているのは行政でしょう。だから、税金を取ったりなんたりもできるわけで。そこで情報が止まってしまっているわけです。不動産業者の方はノウハウを持っているわけです。どのぐらいで売れるか、どういうふうにして活用できるか、そういったノウハウをお持ちになっていると思います。ですから、そのマッチングができないと、積極的に自分が、では売りますというふうに働きかけのできない人たちが3割以上いるわけですから、その人たちはそのまま、そして特定空家ができるのを町が待っているだけになってしまうわけです。違うのでしょうか。私はそう考えるのですけれども。

今5年、10年しても何も手つかずの状態置いておけば、特定空家にはなります。しかも、この

町に住みたいという若い世代の人たちがいたとしても、調整区域になっているわけですから、そういう家が空かない限り、若い世代の人たちというのは移り住めないのです。先ほど紹介した人たちは、若い世代で箱石のほうに移り住んできた人の話を聞くと、とにかく売り出している土地が少ない。探すのに苦労したというふうに言っていました。町なか、そういう周辺のところをよく私は歩くのですが、若干ですけれども、そういう動きは出てきています。結構あちこちで新しい家が建っていたり、リフォームしたり、業者さんのあれでリフォームして売り出したりというような形で人は入ってきている。ニーズがあるのです。この町の出身、関わりのある人たち、大体住宅金融公庫の貸出し平均年数は40歳と言われているのです。今70、80の世代の人たちが非常に多くなっています。その人たちの子供世代です。その世代がちょうどそういった家を建てられるような経済力だとか年齢になってきているのです。そういったニーズというのがあるのです。玉村町由来の人たちが帰ってくる条件をつくる上でも、空き家対策は非常に重要だと私は思っているのです。単に迷惑施設を除却するためのものではなくて、若い人たちが入りやすくするための、入る条件の一つが空き家を除却して、宅地をつくることだと思うのです。だから、そういう形でどのように除却された空き地が活用されるのか、そういったところも含めて今後考えていただけたらなというふうに思います。

次に、時間がないので、図書館の運営について伺いたいと思います。図書館なのですけれども、コロナの関係でここ二、三年の間はコロナの影響、非常に図書館自体を開けることができなかつたりということで、この辺減少するのはしょうがないと思うのですけれども、それ以前は19年ですか、18年か。貸出し数でいうと18年をピークにして右肩下がりですと下がってきているのです。利用者数も下がってきています。右肩下がりです。この辺は、私高齢化と少子化が非常に大きく影響しているのではないかなというふうに思うのです。この傾向というの、今のままでいけば、もっとひどくなっていく。ここのコロナで落ち込んだ部分を回復させることだけで考えても、大変な努力が必要かなというふうに思います。

土、日行ってみると、結構な人たちがたくさん来ているのです。右肩下がりとはいえ、コロナ前は約14万人の人が活用しているのです。これすごいことだと思うのです。北部公園が非常に今注目されているところですが、土、日に行くと家族連れでいっぱいです。駐車場が足りないのではないかなというぐらいいっぱいになっています。でも、大体目標値が6万人ぐらいですか。それをちょっと超えて6万6,000人ぐらいの利用者がいる。その倍以上が図書館を活用しているのです。予算的にいったら700万円の図書費用、残念ながら非常に少ないです。一棚分ぐらいしか埋めることができない。ですから、その費用というのを戦略的に考えて、どこに注視したらいいのか。対象を絞った形で利用されるようなことを考えてはどうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 先ほど申し上げました、松本議員が言われました平成18年をピ

ークにということではありますが、これは松本議員が言うように、人口が一番多かった時期の状態であります。その後、人口の減る割合と貸出し数の減少割合はやっぱり貸出し数の減少のほうがだんだん、だんだん大きくなっていることも事実であります。

そういった状況の中、これまでどおりのやり方をやっても、減る一方だというのはたしかです。予算的に700万円の関係につきましても、幸いにしてここ数年はその辺の推移、増えはしないのですけれども、減ることはなく予算をいただいていますので、蔵書についてはこの辺で賄っていければと考えています。図書館の利用者数の減少として、一般論として予算の減少というのは挙げられて、一般論というのはほかの自治体とか、そういうところを含めて挙げられておりますけれども、玉村町ではそういうことなく今は購入ができていますので、その辺を工夫していきたいと思えます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 図書館のほうもお金のかからない工夫をいろいろされていて、例えば行くと受付のところにくじ引みたいなのがあるのです。ストローの先に番号がついていて、それを引くとカレンダーみたいになっているぶら下がっていて、その番号のところの紙をめくると、そのところに本の紹介があったりするような、そういう子供を楽しませるような工夫を職員の方が考えてやられているのだと思うのですけれども、人気があるというふうに言っていました。本当にちょっとしたことなのですけれども、そういうちょっとした工夫ですとか、目新しさだとか、そういうところが図書館職員の人たちと借りに来る人たちとを結びつける、そういうきっかけになるのではないかなというふうに思えます。

もう一つ、行ったときに非常に象徴的だったのが、あの規模の図書館でこれだけ利用しているというのもすごいのですけれども、児童書、絵本関係、紙芝居関係、あの規模ですごく充実しているように思うのです。そのところに何歳ぐらいでしょう。4歳前後の子が、お父さんを相手に自分が紙芝居を読んであげているという、そういう場面に出くわしたのですけれども、そういうふうに気軽に使える場所。図書館内で騒いだり、きゃあきゃあするというのは、これはできないと思うのです。だけれども、文化センター全体で考えると、例えば玄関入った突き当たりのところ、空いているスペースがあります。そういったところに誰でも自由に使えるような図書コーナー、そういうものを設置する。そうやって、例えば天気の良い日は北部公園、でも雨が降ったり、風が強かったりしたら、では文化センターに行こうかというような、文化センターに呼び込む方策というのですか、そういうようなことは考えられないものでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センター内のロビーをということではありますが、図書館内に子供向けの絵本のコーナーはあって、そこは土足厳禁で、小さい子供は椅子に座ってられない

かったりするので、そこで土足厳禁で入ってもらって自由に読み聞かせ等していただいているところ
であります。図書館内で声を出して読み聞かせをすることにちょっと抵抗ある人もいるかと思
います。ロビーでそういう場所をつくれれば、またそういうニーズも出てくるかと思いますが、あそこ
のロビーにつきましては休憩場所であったり、打合せをしたり、大ホールの催物の受付であったり、
町民ギャラリーが不足したときにそっちにも展示したりという、いろんな用途で使っているもので
すから、土足禁止でやるとか、そういうことがちょっと難しいところもあります。ただ、だからできな
いということでもなく、しっかり図書館のほうへ誘導できるようなことを考えていきたいと思
います。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日2日木曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後2時59分散会